

| | |
|------------|---------|
| 教育部長 | 田 中 茂 博 |
| 学校給食センター所長 | 高 橋 一 馬 |
| 〃 主幹 | 松 田 和 男 |
| 上下水道部長 | 川 松 照 武 |
| 下水道課長 | 西 川 良 嗣 |
| 水道課長 | 川 井 高 久 |
| 〃 主幹 | 西 口 昌 治 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 寺 田 馨 |
| 書 記 | 中 井 孝 明 |
| 〃 | 新 澤 明 子 |
| 〃 | 山 岡 晋 |
| 〃 | 谷 口 亜 耶 |

7. 付 議 事 件

- 議第23号 平成27年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成27年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、引き続き予算特別委員会を開会いたします。

一般の傍聴についてお諮りします。本委員会においては一般傍聴を許可することとし、また、審査が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、そのように一般傍聴及び会議中の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

西井委員長 注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。発言される場合は挙手をいただき、指名いたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されますようお願いいたします。

また、委員各位におかれましては、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、支障を来しますので、極力発言されないよう切にお願いいたします。

また、理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名した後、所属、役職名と氏名を言っていただきます。なお、再質問に対して同一答弁者が答弁する場合は、所属、役職名と氏名は省略してください。また、答弁は簡単明瞭、的確にお願いします。そして、答弁者については部長、課長などをお願いします。

それでは、議第23号、平成27年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

田中部長。

田中教育部長 皆さん、おはようございます。教育部長の田中でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第23号、平成27年度葛城市学校給食特別会計歳入歳出予算につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,350万円と定めるものでございます。

それでは、次に、歳出よりご説明を申し上げますので、7 ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目の学校給食総務費でございますが、予算額1億4,822万1,000円で、主なものといたしましては、1 節報酬で学校給食運営委員会報酬及び嘱託員報酬で1,145万円でございます。2 節給料で830万7,000円、7 節賃金で510万2,000円、13 節委託料で7,064万円。これは主に学校給食センターの調理配送業務委託料としまして6,964万2,000円でございます。次に、8 ページでございます。18 節備品購入費4,370万円。給食の食缶や食器、かご、はかり、温度計、ごみ箱等の備品でございます。19 節負担金補助及び交付金139万8,000円でございます。

続きまして、2 目学校給食管理費でございますが、予算額2億6,527万9,000円で、主なも

のといたしましては11節需用費7,199万6,000円でございます。内訳としまして、給食に係る消耗品3,650万円、給食器や厨房用の消耗品でございます。次に、燃料費329万5,000円、これは重油代でございます。光熱水費、これにつきましては都市ガスや電気、水道、下水道代でございます、3,062万9,000円でございます。調理設備の修繕料としまして157万2,000円でございます。続きまして、13節委託料401万8,000円でございます。清掃委託料や設備保守点検、害虫駆除などの委託でございます。16節原材料費で1億8,854万8,000円でございます。これは給食材料費に係るものでございまして、平成27年度は通常の方法費のほかに、試食用の材料費としまして100万円を計上しております。

以上、歳出でございます。

戻っていただきまして、5ページ、6ページをごらんください。

歳入予算でございます。

1款分担金及び負担金の1項負担金の1目教育費負担金でございます。予算額が1億7,809万円でございます。1節学校給食負担金としまして、児童・生徒からいただく給食費用でございます。

続きまして、2款財産収入の1項財産売却収入の1目物品売却収入の1節物品売却収入10万円でございますが、2学期からは配送業務を委託することによりまして、給食の配送車が不要となり、それを売り払う際の収入を見込んでおります。

続きまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金ですが、予算額としまして2億3,525万3,000円でございます、これは給食会計の予算上の不足額を一般会計から繰入れている費用でございます。

主な歳入は以上でございます。

なお、9ページから16ページにつきましては給与費の明細書がついてございまして、前年度と今年度の比較がごらんいただけるようになっております。

また、17ページでございますが、これは債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書をつけております。これは12月議会におきまして債務負担行為の議決をいただいたものでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議の方、お願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 おはようございます。それでは、大きな意味合いで3点お伺いさせていただきたいというふうに思います。

今回この予算を計上される中で、材料費等も含まれているわけですが、市長の施政方針等も読ませていただくと、これから食が和食中心、和食をできるだけ取り入れた献立を給食に導入していくんだと、こういうふうなことも載っております。これは大きく賛同できるとこ

ろでありますけれども、今現状、パンと和食という割合になっておりますが、和食中心に移行していくという中で、今の現状は週にこんな割合で、これから今年の予算を計上するに当たって和食をこれぐらいまでにするといった、現在と、ビフォー、アフターというふうな形でお答えいただけたらいいかなというふうに思います。

それと、どうしてもアレルギーの話というのはよく出てまいります。今現状、この予算計上をされる中で、アレルギー対策をしなければならない葛城市の対象者がどれぐらいおられるのか。これについて、今把握されている限りで結構でございます。それをお願いしたいというふうに思います。

3点目ですけども、これも大きな意味でお答えいただきたいというふうに思います。葛城市の新しい給食センターができるということは、市民にとって非常に楽しみにされていることやと思います。その中で、7ページの学校給食センター調理配送業務等委託料、これが載っております。今度委託になるので、現在とは比較にならないかもわからないですけども、2つあるものが1つになった一方で、学校に近かったところから離れていったというのがあるんやろうというふうな私なりの思いがあるわけですけども、この部分だけでも結構です。どのように効率化できたのか。いやいや、この分は余計に費用がかかるようになったのか、きちっとした金額はまだ結構ですけども、遠くなることで何割ほど費用が上がるかというレベルで結構ですので、お答えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

西井委員長 高橋所長。

高橋学校給食センター所長 おはようございます。給食センター、高橋でございます。ただいまの藤井本委員のご質問でございます。

まず、和食を取り入れるということでございますが、平成27年度の予算計上に当たりましては、現在のところ、和食といたしましては週3回、これは米飯。それと、パン給食が週2回という割合そのままを計上しております。

それと、アレルギー対策に関しましてですが、これの対象者といたしましては、昨年調査いたしました人数は72名おられました。これは何らかのアレルギーをお持ちの子どもを対象にしております。それで、最近ですが、また調査いたしましたところ、4品目を除去食で対応するというので、それに対しましての対象者が30名程度でございます。

それと、委託に関しましてのご質問でございますが、これにつきましては、現在直営で行っておるということで、まだその効率ということは把握できておりませんので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 前後しますけども、やはり今2つあったやつが新しく1つになるということで、効率がどのようになったのか、そこらは後で結構ですから、教えていただけたらそれで結構です。

和食の方が週3回、パン2回、そのままですということは、予算計上は現状と変わっていないと、こういう認識でいいんですね。あればまた答えていただきたいし、なかったら答弁

は結構でございます。

私自身が把握できなかつたんですが、昨年度の中でアレルギー対象者が72名おられるというのと、後で言われた、今年もう一回アンケートをとったら30名が除去食をという話になったんですけど、ここは私が理解できていないだけやと思います。この72人と30人とはどういうことなのか、もう一度詳しく教えていただけたらそれで結構です。

西井委員長 高橋所長。

高橋学校給食センター所長 ただいまのアレルギーの対象者でございます。この72名というのが、今考えております4品目以外にアレルギーをお持ちの子どもも含めまして72名という形になっております。それと、30名というのは、4品目を除去した特別食で提供する場合に、その特別食の提供を望まれるお子さんが約30名おられるということでございます。

西井委員長 大西教育長。

大西教育長 藤井本委員の和食のことにつきましてですけれども、確かに今は米飯が3回、パンが2回ということの予算計上。その主食にといたらそうになっておりますけれども、副食につきましては、これはやっぱり地元産の活用も図りながら、和食的なものを献立の中につくっていくという、こういうふうなことで充実させていきたいというふうに思っております。

それから、アレルギーにつきましては、今4品目と所長が言いましたけれども、子どもはいろんなアレルギー対応の食品を持っています。私も把握しているだけでも13、14ぐらいのいろんな食品がございます。その中で今回4品目と言いましたのは、乳製品と、それから卵と、それからエビ、カニ、これを除去した対応食を準備するというので、先ほどの72名というのは、いろんなアレルギーを持った子どもがおおよそ70数名、これは昨年度。今言ったように、私どもが4品目の食品を除去した対応食で、それにかかわる子どもがおおよそ30名と、こういう今のところでございます。これについては昨年状況ですので、昨年の秋から新入生、新入園児が来ておりますので、学校と連携しながら、今、調査を進めておるところでございます。新年度、家庭訪問等の機会を通して学校と面接する、そういうことを伴いながら更にきめ細かく実態調査に努めて、対応食を希望する家庭は最終的に何人なのか、これを突きとめないといども提供できませんので、その作業を今やっておるところでございます。数的には、言いました72人、30人というのはそういう意味でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私の理解が間違っていたら、また後ほどでも教えていただきたいと思います。食べ物によっていろんなアレルギーというのが。果物でもアレルギーを起こす方がおられるわけで、その方も全部含めたら72名。しかし、今年の学校給食の中で特別食として対応できる、4品目を除去して対応できるというのが30人。だから、30人に対しては別個の給食の中で対応できますよと。ちょっと言葉がおかしいけど、残りは対応できない状況にあると、こういう理解でいいんですか。そういうふうに理解しておきたいと思います。

終わります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 議第23号、平成27年度葛城市学校給食特別会計予算について質疑を行ってまいりたいと思います。

本平成27年度予算については、今建設されています寺口の学校給食センターが竣工され、9月からですか、そのセンターにおいて学校給食が提供される、こういうことになるということの予算であります。それに向けて、委員会でも報告があったように、プロポーザルを行い、業者の選定をし、契約に向けて詰めを行っている、こういう状況にあるわけでありまして、本予算が計上されるに当たって、業務委託することによるメリット、そしてデメリット、これらのことを正直にどのように受けとめられ、そのメリットを生かし、デメリットを軽減というかなくすために、どのような対策、対応を考えられているのか、お伺いしたいというのが1つであります。

それから、メリットの1つとして、業務委託を進めるに当たって、教育委員会がお示しいただいてきた方針というか理由については、この間、文科省が通知してきた合理化通達と言われるものであります。学校給食業務の運営の合理化についてという通達があるわけでありましてけれども、これらに基づいて、メリットがあるということで、センター方式で業務委託をして実施するということでもあります。当然、我々素人がすぐさま思い浮かぶのは、やっぱり経費の節減だということでもあります。歳出の7ページの1目の学校給食総務費の13節委託料において、学校給食センター調理配送業務委託料として6,964万2,000円が計上されております。これについては9月から7カ月間の委託料ということでもありますけれども、平年度ベースにしてどの程度になり、これが現在2カ所で実施されている給食業務と比較して、先ほどちょっとわからないというようなことがあったんですが、それは困るんですね。どの程度の経費の削減になるのか、それはお答えいただきたい、このように思います。

それから、順次進めていきますけれども、8ページの18節備品購入費、これらの大まかなものについてご説明をいただきたいと思います。

西井委員長 田中部長。

田中教育部長 白石委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、メリット、デメリットの件でございます。これはさきの委員会等でも総括でお答えさせていただいたと思いますが、何よりやっぱり人件費の削減というのが1点に挙げられると思います。前回もご説明させていただいたと思うんですが、現状、両センターの方は、嘱託員とアルバイト、臨時職員ですね、その方々で、両センター合わせて約5,000万円の費用がかかっております。それを現状の正職員で全て置きかえた場合に、今、約30数名おりますけれども、それを正職員で全て置きかえた場合、2億円かかります。これを業務委託に置きかえますと1億円ということで、そこでかなりの経費が削減できると思います。2点目が、安全性管理の面で、現状、両調理場の方では、国が定めております空調設備なり温度調整等々のそういった基準を、古い施設でございますのでなかなかクリアできていない部分がございます。今度は全てドライ方式の、完全に空調が整った、また、汚染区域、非汚染区域という

ことで完全に明確化された、そういった基準に基づいた調理ができるということで、その辺は安全衛生面ということでメリットがかなりあります。また、施設が全て新しくなることによりまして、給食自体の質というんですか、おいしさというんですか、その辺が数段上がると思います。献立につきましても、今2つのセンターで栄養士がそれぞれ別の献立をされているんですけど、これを一本化することによりまして、やはりその辺は統一化したおいしいものを提供できると思います。

デメリットと申しますのは、よく懸念されますのが、業務委託によりまして、直接栄養士の指示が調理員の方に届かないというようなことで、その指示命令系統について、かなりおいしさの面で懸念されるということがございますが、その辺はやはり今回のプロポーザルで、卓越したいろんな技術、技能を持つ会社の方を選定させていただいておりますので、そこにおける業務管理責任者、その方に私どもの方の栄養士等が調理指示書を出しまして、それに基づいて質の高いおいしい給食が提供できると思いますので、その辺は、デメリットとして懸念される部分につきましては払拭できると考えております。

2点目のご質問が経費の削減ということで、それは今申し上げさせてもらいましたように、そういうことでございます。人件費は、繰り返しの説明になりますけれども、今現状が、臨時職員、嘱託職員等を合わせまして約5,000万円の費用がかかっておりまして、これを正規職員で全て置きかえた場合は2億円となります。業務委託の場合については1億円ということで、この辺はそういった経費の差がございます。

西井委員長 松田主幹。

松田学校給食センター主幹 ただいまの白石委員の備品の概略についてご説明いたします。

まず、備品としまして、主なものとしては、それぞれのクラスに配送するときに必要な食缶と、それぞれ、わん用、皿用、トレイ用の食器かご、スプーンのかご、それと給食センター内のはかり、それと大きなスタンドボックス、残留塩素測定器、塩分濃度計、それと、あとは施設のげた箱、収納倉庫、傘立て、それらが主な備品でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 田中部長から、業務委託によるメリット、デメリットということで、施設が新しくできるということは、これは直営であろうと業務委託であろうと条件は同じなんですね。ですから、おいしさとかそういうものは、新しい施設によってよりよくなるということは、直営であろうが業務委託であろうが一緒だと。ドライ方式で安全、衛生面でも向上すると、こういうメリットを言いますが、これは直営であろうと業務委託であろうと基本的には一緒ではないですか。施設が新しくなることによつてのメリットではなくて、業務委託によるメリットを言っているわけで、ここはまさに経費の削減、人件費の削減ですね。そういうことになるんですよ。今実際に2カ所の給食センターで作業しておられますけれども、所長が2人、そして栄養士並びに調理員という形でやっていますけれども、それで人件費が大体5,000万円なんですか。そこがわからなかった。5,000万円で、それを正職員に置きかえると2億円になるというのもちょっと理解しがたい。それが業務委託によつて1億円になるというわけですね。業務委託された事業者の中で働く人、これもほとんど正職員はいないと思う。多分数人。

ほかはパートやアルバイトですわ。だから、当然これは1億円になるわけですね。葛城市の今の現状と、実際に業務委託して、そのもとで働く調理員等の労働条件というのは、そしたら変わらないわけで、どうしてそういうふうな計算になるのかが理解できないわけであって、大体平年ベースで幾らになるかというのはお答えいただかなかったんですけども、12月定例会の補正予算でしたか、債務負担行為という形で5億2,000万円ぐらいの債務負担行為でした。これは6年間ということですから、実際にこれが平年ベースでどうかはわかりませんが、8,700万円程度の委託料になると推測できるわけですね。私はここから、実際に本当にメリットがあるのかどうか、ここがやっぱり知りたいわけです。もちろん質の問題は大事ですけども、業務委託の最大のメリットというのは文科省も言っているわけですよ。やっぱり合理化して経費の削減をなささいと言っているわけです。そこがきちっと示されないというのはやはり問題がある。その上で、安全でおいしい、これまでそれこそ年間約390通りの給食を提供していただいているんですね。一番リクエストの多かったのが、子どもたちにおいしいと言って喜んでいただいているのがカレーライスであったり、空揚げであったり、揚げパンであったり、若鶏のベルギー風とか焼きそば、こういうことが本当に業務委託によってちゃんとできるのかということをごこれから聞いていきたいというふうに思うんです。まずはそこをちゃんとお答えいただきたいと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 給食センターの建替えに際しまして職員をどうしていくのかという話は、この建替えの議論が出てくるときからの問題でございました。当時から、給食センターを新しくするときには、その前後に正規職員が何人かやめていくということもあらかじめわかっておりましたので、その補充をするのかしないのかということが一番のうちの庁内の争点でございました。議論としては、方向としては業務委託にしていこうと。そのときにたくさんの正規職員を抱えていると、その方々の身の振り方、これを考えていかなければならないしというところで、我々が選択したのは、職員に対しては不補充ということでもございました。それをさせていただきながら、昨年4月現在で正規職員は3名という状況になっておりました。それ以外の非正規も含めて、事務方も入れて全員で、体制としては22名体制でさせていただいておる。その中には市の一般職も入っておるということですから、先ほど言いました5,000万円の中には、市の正規職員2名と栄養教諭2名、それと事務方の臨時職員1名の分は省かれておりますけれども、それをアルバイト職員、嘱託職員に、正規職員をご卒業なさった方をお願いをして来ていただく、またアルバイト職員に来ていただくということをつなぎをしておったというところでもございますけれども、これを市が直営でやっていくということになっていくと、責任を持ってやっていかなければならないということで、職員の数を確保していかなければならないだろうし、それがうちの職員で今計算をしたら、40名体制でやっていこうということを考えてというところでもございましたけれども、40名体制でやっていくならば、正規職員20名、臨時職員20名で計算をすると大体1億3,000万円前後。これを全部正規職員にしまうと2億円程度かかるだろうというような話を今、教育部長がしたところでもございます。今回委託をすることによって、この金額を9,000万円、税抜きで8,800万円程度でござい

ます。今のところ交渉させていただこうと思っている金額は税抜きで年間8,800万円程度でございませうけれども、そこまで抑えることができたんじゃないかなということをおもっています。

ただ、メリット、デメリットでいうと、電気代につきましては、今まで2つの給食センターで、小さなところでやっておりましたから、それを足し込んだらいいかということそうではなくて、大きな設備になりますので、電気代につきましては大体1.5倍から2倍程度のお金がかかるだろうというふうな予測がなされておるといふところでございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時10分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

田中部長。

田中教育部長 教育部の田中でございます。白石委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、いろんな経費につきましての説明が不十分でございましたので、詳しく説明をさせていただきます。

現状の両センターの調理法式につきましては、ウェット方式ということでございます。少ない職員の中で、それぞれ区域を行き来しながら、20数名の者が調理をしているわけでございます。これが今度、ドライ方式ということで、このドライ方式といいますのは、汚染区域、非汚染区域ということで完全に区域が分かれた調理の方法になります。そうしますと当然、人数的にもやっぱりふえてくる。40名ぐらいの人数になるということで、各社の方もそういった提案でいただいております。そういったことで、費用的な面につきましては、先ほど説明させていただきましたように、現状につきましては約5,000万円ということでございまして、仮にこれを40名体制で直営で正職員で採用した場合に約2億円がかかってまいります。それが、業務委託になりますと1億円ということで、今現状は契約の中では、年度ごとの契約が約9,000万円ぐらいということになってまいります。

また、配送業務につきましても、また委託ということになりますので、そういった配送、今回アレルギーの対応ということにもなりますので、そういった形態を加味いたしまして、それに係る費用につきましては、それも全部9,000万円の中に含まれていることになっております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 改めて田中部長からもお話をいただきました。私は確かに、ドライ方式で初めて調理をしていくという初期の困難さというのは理解できるわけでありませうけれども、我々が考えるには、平年ベースという、そこでちゃんと職員が業務になれて、実際に4,000食の給食をつくらせていける、こういう状況になったときに、どの程度の人員で、どの程度の人件費や光熱水費がかかる、経費がかかるのかということを知りたいわけですね。そこがなかったら比較できないじゃないですか。ドライ方式にしたってウェット方式にしたって比較できない。そこを

ちゃんとお示しいただきたい。これは大事なんですよ。何で私はこれを言っているかという
と、経費の削減が大きくできれば、それこそ学校給食費を引き下げたら、これはまた保護者
にとって大きなメリットが出てくるわけですし、だからしつこく聞いているわけでありませ
ん。大きく言えば学校給食費をただにしているところもあるわけですが、私はそこまで極端
なことは言いません。そういうことを視野に入れて、この新しい施設、そして業務委託する
ことによって、市としてメリットがあるだけじゃなくて、保護者、市民にとってどういうメ
リットがあるのかということ、また出てくるのかということ、私は探っているわけですよ。

そこで、ざっとした話ですけども、初期の経費、投資分は置いて、大体このままいけば、
ドライ方式で直営でやれば、全て正職員ということですけども2億円と言われた。それが1
億円程度でおさまっているわけですね。大体9,000万円程度ですからね。そういうことから
すれば、これは1億円ぐらいの実際のメリットがある。しかし、ドライ方式をやることによ
って経費がふえた分を考慮しなければならないわけですから、1億円そのままが実質的に経
費の削減になるかといったら、そうはならないということも理解できます。しかし、大体1
億円の範囲内であるということはわかりました。これは本当に経費の問題です。葛城市にと
っても保護者にとっても大事なことです。更に精査していただいて、改めてまた議論も
していきたい、こういうふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 私は、2目学校給食管理費の今の給食材料費、16節の原材料費について、先ほどの藤井本
委員、それから白石委員の関連という形で質問させていただきますが、学校給食のあり方
について探ると先ほど白石委員がおっしゃいましたが、私の探り方はまた別の探り方がありま
して、この学校給食、施設を建てていただいて、調理経費面も抑えていただく、安全・安心
というところを第一とする、それに対して経費も節約できる、非常にいい流れになってきて
いると思います。

もう一つ、私にとって踏み込んでいただきたいところは、学校給食、子育てをする、子ど
もたちに食を提供する、もちろんお昼になるから何か食べさせないといけない、もちろんそ
ういうことなんですけれども、今、学校給食で、和食も含めて、市長も施政方針に入れられ
ましたけれども、なぜ和食がいいのかということをもっと深く追求して探求していただい
たかどうかということなんです。今、子どもたちが朝ご飯でどういう食をとっているのか、
夜、夕食はどんな食事をとっているのか、そことの関連できるご飯を、行政としてこうい
うものを食べさせるといいという、その辺どういうふうに捉えていただいているのかとい
うことを、非常に答えにくい内容かもしれないんですが、和食を推進するという意味合いをどの
程度理解していただいているのかという所見を教育長にお尋ねしたいと思います。

西井委員長 教育長。

大西教育長 和食ということになりますと、食文化の話に戻っていくんじゃないかなというふうには
思います。日本ですから、アジア民族ですから、最終的に、例えば肉系というのはやっぱり
とりすぎるといけないというふうなことも医学的に言われます。ですから、アジア系とい

いますか東洋系にはやっぱり食物繊維、そういうものを多く摂取するのが、やはりこの風土といますか地形に応じた、そういうものに合う食だということは言われています。そういう面からいいますと、日本に住む子どもたち、日本人の体に合う、そういうものになると、今おっしゃっていただいています日本でとれる、東洋でとれる、こういうものを食材にしていくのが一番成長にとってもいいんだろう、長く生きるためにはそれがいいんだろうと、こういうようなことを思います。したがって、それがずっと続いてきた日本にある食事、材料を使って献立をつくり、それを子どもたちに提供すると、こういうことになっていくんだろうと思いますから、そのところをやはりもちろん私どもも再認識しながら、栄養士といろいろ工夫を重ねていきたいというふうに思います。

西井委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。もちろん教育長のおっしゃる食文化、日本人の体に合うものという、非常に日本食という概念を捉えていただいているというふうに私は理解させていただきましたけれども、今、朝食、夕食のメニュー、私たちも女性ですから、食事をつくる立場で今まで子どもをそうして育ててきたわけなんですけれども、今、子どもの体が非常に成人病に近いような、そういう状態になっているという、健康面をもう少し理解していただく機会をつくっていただいたらいいかなと思うんです。

私も以前、一般質問で言わせていただきましたように、なぜ米飯、米を食べるということに力を入れたかというところは、欧米化している食事が、やはりいろんな意味で子どもの健康によくない要因も出てきている。その部分をもう少し、和食はただ、地産地消も含めて、地域の中で日本人に合うんだよという非常にやわらかい概念ではなくて、もう少し真剣に子どもの食というものをもう一度考えていただかないといけないような状況になっているということを、私、いろいろと勉強させていただいている中で、行政の中でもっと米を食べさせて、全体の1日の食事のバランスも考えて、もう少し踏み込んだ学校給食というものを考えてあげようよと。そうしなければなりませんとは言っていないんです。考えてあげようよという、そういう気持ちを出していただいて、学校給食、これからひとつしっかりと子どもの健康を考えて、経費を節減した分を子どもたちの経済的な方の給食費が安くなるという部分に還元する、これもいい考えだと思いますけれども、また、実際にそれを食べて、子どもたちに、食べた食、はっきり言ってすぐに形は出ないんですけれども、子どもたちが大きくなって、その子どもたちにまたそういう伝統食も含めた教育もできます。それも、しかも体にいいということ、こういうメニューを食べていかないと、食は自分たちの体を支えていく、食というのは大事なんだよという認識も含めた、健康を維持するための食事というのはどういうことなのかということ、私たち女性の立場としては、やっぱりその栄養面という部分、それにもう少し踏み込んで和食の認識というのを持っていただければなというふうに私は思っています。

もう1飯、米飯給食、米を1つふやすことによって、年間2,000万円ぐらいのアップしかないのかなと思います。大きく経費が節約できた分、やはりそこにその分を還元させていくということも含めて、それをトータルしていただいて学校給食の充実というのを図っていた

だきたいと思しますので、どうぞ、これからももう少しその認識を高めていただきたいと思います
っております。よろしくお願ひします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川朗委員 私も川村委員と同じ場所で、学校給食管理費の16節の材料費に関して質問をさせていただきます。

この材料費に関して、どのような業者からの納入を決定されているか、現在での納入決定
の話でお聞きしたいなと思しますので、よろしくお願ひします。

西井委員長 松田主幹。

松田学校給食センター主幹 給食センターの松田です。

現在の納入業者の決定に際しましては、まず、市の指名願を出しておられます業者で、そ
れと、給食センターの方に納入願を出されて、その添付として指名願の写しとか、保健所
の食品衛生管理表とかをつけてもらいまして、給食センターの方に納入願を出されている業
者に納入してもらっております。合計20社ぐらいあると思います。

西井委員長 西川委員。

西川朗委員 松田主幹の方から回答いただきまして、指名願を出されているということで、出されて、
年間の契約というのは入札されているのですか。

西井委員長 松田主幹。

松田学校給食センター主幹 例えば、来月の給食の献立を立てまして、それに合う材料が必要で
すので、そのときの材料の入札みたいな、見積もり合わせになるんですけども、それは、その一
月前の中旬までに栄養士の方で数とかを献立に合わせて決められて、それによって業者の方
に見積もり合わせというか、その手続きをさせてもらっております。

西井委員長 西川委員。

西川朗委員 ということは、毎月毎月、見積もり合わせなり入札なりをやられているということ
ですね。今後は新しい給食センターにおかれましても同じような状態をとられるということ
ですね。はい、わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続きお伺いをしてまいりたい。

まずは、ぎらっとした経費節減の話をしていただきました。しかしこれは、冒頭に述べたように、
市が文科省の通達に準じてやってきたということであるので、文科省が何を求めているか
ということを踏まえてお伺いしたわけでありまして。私はさらに、本当に子どもたちに安全で
おいしい給食を提供していくためには、業務委託という中で、やはり市としてどういう責任を
果たしていくのかというのが問われてくるのではないかとこのように思います。業務委託の
中身は、基本的には調理業務と配送、運送の業務であります。材料は市が調達し提供する
ということになるわけで、より複雑でわかりにくいということになるわけですね。

やはり一番心配するのは事故であります。O-157とかとかノロウイルスとか異物の混入

とか、いろいろ事故があります。このような事故に対して、どのようなケースが市の責任になり、また事業者の責任になるのかということを確認しなければならない。現状では納入業者の問題がありますけれども、基本的には市が責任を持って対応するという体制であります。しかし、ここは業務委託することによって複雑になっていくわけで、おいしい安全な給食を子どもたちに提供するために、どのように栄養士初め市の職員が取り組むのかということですね。また、そのつくられた給食が安全なものであるということの確認をなされるのか、こういう点をやはりはっきりしておかなければなりません。とりわけ私は、責任の明確化が契約書にきちっと明記されることがやはり求められるというふうに思うわけでありましてけれども、この点は、この後、契約、そしてその業務に向けて本当に矢継ぎ早に準備をし、実践していくということになるわけでありまして、ここはやはり早く決めていただかなければならないことなんですね。どのようにお考えになっているのか。これは何よりも子どもたちに安全でおいしい食べ物を提供する、教育の一環としての給食を提供するということから、私は市の責任大だと思しますので、ここははっきりしなければならない。

もう一つは、業務委託をするということでありまして、当然、労働者派遣事業や職業安定法に抵触しない、偽装請負にならないように対応しなければならないという制限が加えられるというか、どうしてもそうなるんですね。実際、調理場や施設や備品や調理器具、そして基本的に栄養士が献立をつくるわけですね。そして食材を購入するわけです。これを民間の事業者が調理場で調理するということになるわけで、調理員の実態そのものが偽装請負に、労働者派遣のような形態にならざるを得ないというような環境にあるわけですね。そこをどのようにお考えになって進められるのか、ここをはっきりしていただきたい。1つは契約の問題、責任を明確に契約書に明記するということが求められるわけですが、実際に現場に対する指示等、どのように考えておられるのか、お伺いしたい、このように思います。

西井委員長 田中部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。白石委員からご質問いただきましたことにつきましてお答えさせていただきます。

業務委託にかかわるリスクと、それからその契約を、今後どんなふうに責任を明確化していくかと、こういう2点であったように思います。申しわけございませんが、あわせて回答の方をさせていただきます。

まず、今後、受託業者との契約を進める中で、本来この給食調理配送業務のプロポーザルを行って提案をいただきました業者の受託形態、これにつきましては、もちろん受託契約の形態をとるものでございます。労働者の派遣に当たるかどうか、業務委託かは指揮命令系統によるものでありまして、市は委託業者の従業員に対しましては直接の業務の指示というのはできませんので、受託者側の責任者を通じて行わなければならないものでございます。

さきに委員の方から示唆いただきました昭和61年の労働省告示第37号では、労働者の派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準が設けられております。この区分基準を簡単に申し上げますと、主に2つございまして、まず1つ目が、労務管理上は独立してい

なければならないこと、もう一つが事業運営の独立ということで、この2つが請負業者として独立していないといけないということでございます。

1点目の労務管理上の独立につきましては、まず、労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理をみずから行うことということになっております。市がその管理責任者の方に調理の指示書を出しますと、責任者はその調理員の方に、今度はその調理にかかる時間、それからそれにかかる要員が何名要るかとか、そういった細かい指示を向こうの責任者の方がするということでございます。また、2点目が、労働者の労働時間等に関する指示その他の管理をみずから行うことという制約がございます。これも業務管理責任者がそういった労働時間等の指示を、直接管理を行ってまいります。また、3点目が、企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理をみずから行うということになっております。請負業者は労働者の方に、服装なり名札なり、そういった社内の中でのいろんな労務規定の方を指示するということになっております。

次に、大きい2点目の事業運営上、独立しているかどうかということでございます。これにつきましては3つございまして、まず1点目が、業務の処理に必要な資金を全てみずからの責任において調達し、支弁していくこととございます。2点目が、業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としての全ての責任を負うこととなっております。3点目が、単に肉体的な労働力を提供するものでないということになっております。ここで、単に肉体的な労働力を提供するものでないということの中に、2つ、どちらかで該当する場合はクリアできるということとございます。今回の調理業務につきましては、請負業者みずからが企画し、または請負事業者の持つ専門的な技術もしくは経験を用いることで請負業務が処理されることということに該当することになりますので、先ほど委員がおっしゃいました市の方の機械、設備、食器材を使用する場合は双務契約を締結するということにもなるかと思いますが、これにつきましては、先ほど私が申し上げましたような専門的な技術もしくは経験を用いることで、ということクリアできるように思っております。

そういう基準の中で、これらを明確に区分するために、契約書の方には、既に白石委員の方に情報提供させていただきました葛城市学校給食調理配送等の業務委託公募プロポーザル実施要綱並びに同業務委託仕様書の内容を盛り込んで、これを遵守するように契約書の方には明記しようと考えております。この要綱並びに仕様書の内容につきましては、さきの厚生文教常任委員会の協議会の方で概要を説明させていただいております。

それで、まず、実施要綱の中で特にそういったことを明記しております部分につきましては、まず提案内容につきましては、危機管理についてということで、食中毒や異物混入等発生時の対応及び防止対策について、緊急時、突発的な事故の対応について、災害時における協力体制の考え方について、そういう内容を提案してくださいと。また、安全衛生管理についてということで、安全衛生管理に関する基本的な考え方について、安全衛生管理体制について、調理従業員の健康管理についてということで提案をいただいております。また、食物アレルギー対応につきましては、食物アレルギー対応についての基本的な取り組み方について、事故防止のノウハウについてということを書いております。また次に、業務委託に関する条件

等の中に、受託者につきましては、業務の履行に当たっては学校給食法、食品衛生法、労働基準法等々、その他本委託業務に関する関係法令を遵守していただきたいことを書いております。次に、リスク分担の方針につきましては、市と受託者がリスクを負う項目、どちらがリスクを負うかということで、そういったリスクの種類を挙げております。事業の中止、延期等につきましては、市の指示によるものについては市、事業者の事業放棄、破綻によるものについては受託者。それから、許認可等につきましては、委託事業の実施に必要な許認可取得の遅延等が起こった場合は受託者の責任です。計画変更につきましては、市の指示による変更につきましては市で、受託者の要求による変更につきましては受託者となっております。こういったリスクの中で、最後に、調理事故、異物混入につきましては、受託者の責に帰すべき事由による場合、これは受託者となっております。よって、調理業者がその調理の過程の中でそういった事故等を起こした場合は、受託者の責任であります。しかし、上記以外の事故の場合につきましては、市ということになっております。次に、受託者の事業の実施の中の業務委託の継続が困難となった場合の措置につきましては、受託者の債務不履行の場合、受託者の責に帰すべき事由で債務不履行または懸念が生じた場合は、市は受託者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができるとなっております。また、履行保証人をつけますので、履行保証人は、本委託業務を実施の請求があったときは受託者にかかわって本委託業務を実施しなければなりませんという規定を入れております。

次に、仕様書の中におけます該当項目につきましては、先ほど説明させていただきましたように、まず業務従事者の指示でございますが、業務責任者は業務全般を掌握して、業務副責任者とか、その他調理業務従事者を指揮、監督する者としてということで、ここで窓口は一本化されておりますので、市がこの方に指示をして全ての業務が遂行されるというふうになります。また、業務従事者の教育、研修でございます。今まで職員に直接、衛生管理とかいろんな教育をしておいたわけですけども、今度業務委託になりますので、その辺もやはり漏れがあってはいけないということになりますので、本市が主催する学校給食の研修会等を行う場合は、市の依頼に応じてその業務委託者の方々に参加していただいて、積極的に資質の向上に努めるということになっております。また、業務内容の中に、食材の研修であったり食物アレルギー対応食の調理業務等々につきましては食物アレルギー対応マニュアルや調理業務指示書に従うこととか、また配送準備、配送及び回収業務等々につきましても、やはり所定のそういった規定を設けておるということでございます。

ということで、仕様書なり募集要綱につきましては、そういったものに必ず従うことということを契約書の中に明記しますので、今、委員がご心配されている部分につきましては、ちゃんとクリアさせていただくという予定をしております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 田中部長の答弁では、事業者はなかなか大変ですね。人員の配置も人数も、今、田中部長が言われたようなことをやろうとすれば、これは大変だなと。実際に業務委託をしたメリットが出てくるのかというぐらい、なかなか大変なことだと、逆にそのような感じを受けまし

た。しかし、やはり事業者はもうけを出さなければ話にならないわけですから、事業を継続できないわけですから、どこかでやはり経費を圧縮し利益を出す、そういうつじつまを合わせていくということがされるわけです。一番簡単なのは人件費というふうに考えるわけであります。

いろいろご説明いただきましたが、端的にお伺いしておきたい。田中部長からご紹介いただきました労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示、これとあわせて、Q&Aがパンフレットで発行されているわけであります。そのQ&Aの中に、業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業者としての全ての責任を負うことということの中で、どのようなQ&Aになっているかということ、給食受託業務の場合、このように書かれています。契約書等に、食中毒が発生し損害が求められる等、注文側が損害をこうむった場合には、受託者が注文主に対して損害賠償の責任を負う、または求償に応じる旨の規定を明記していること、これがQ&Aで書かれていることであります。確かに今の田中部長のご答弁の中では、事業者の責任、行政の責任という形で分類をされていますけども、具体的な中身がないんですね。このように、具体的に食中毒等がというふうに、私はやっぱりきちっと契約書に書かれるべきだというふうに思います。学校給食の食中毒等の事故によって子どもが亡くなるという事態もあるわけでありますから、ここははっきりしなければならないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

西井委員長 田中部長。

田中教育部長 委員がおっしゃっていますように、契約書の中にはそういったことを当然明記するべきだと考えております。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第20号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第20号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、予算書の1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出の予算でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億3,600万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出の方からご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費949万4,000円を計上しております。2目連合会負担金231万円を計上させていただいております。2項徴税费、1目賦課徴収費251万円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、15ページ、3項1目運営協議会費38万2,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費23億4,000万円を計上いたしております。2目退職被保険者等療養給付費1億8,000万円を計上いたしております。3目一般被保険者療養費4,400万円を計上いたしております。4目退職被保険者等療養費300万円を計上いたしております。5目審査支払手数料977万3,000円を計上いたしております。続きまして、2項1目一般被保険者高額療養費2億8,400万円を計上いたしております。2目退職被保険者等高額療養費3,000万円を計上いたしております。3項1目一般被保険者高額介護合算療養費50万円を計上いたしております。2目退職被保険者等高額介護合算療養費20万円を計上いたしております。続きまして、1枚めくっていただきまして、17ページ、4項1目一般被保険者移送費10万円を計上いたしております。2目退職被保険者等移送費5万円を計上いたしております。5項1目出産育児一時金2,604万円を計上いたしております。2目支払手数料1万4,000円を計上いたしております。6項1目葬祭費165万円を計上いたしております。

3款1項1目後期高齢者支援金5億6,340万円を計上いたしております。2目後期高齢者関係事務費拠出金4万円を計上いたしております。

4款1項1目前期高齢者納付金30万円を計上いたしております。2目前期高齢者関係事務費拠出金4万円を計上いたしております。

5款1項1目老人保健事務費拠出金1万9,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、19ページ、6款1項1目介護納付金2億604万5,000円を計上いたしております。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金1億381万2,000円を計上いたしております。2目保険財政共同安定化事業拠出金8億8,598万円を計上いたしております。3目その他共同事業拠出金1万円を計上いたしております。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費2,957万6,000円を計上いたしております。2項保健事業費、1目医療費通知費207万9,000円を計上いたしております。2目保健事業費586万5,000円を計上いたしております。

9款1項1目財政調整基金積立金1,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、21ページ、10款公債費、1項1目利子10万円を計上いたし

ております。

11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金220万円を計上いたしております。2目退職被保険者等保険税還付金50万円を計上いたしております。3目償還金1万円を計上いたしております。2項1目療養費等指定公費立替金100万円を計上いたしております。

12款1項1目予備費100万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の説明をいたします。事項別明細書9ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税6億8,350万円を計上いたしております。2目退職被保険者等国民健康保険税4,212万円を計上いたしております。

続きまして、2款1項1目督促手数料10万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金6億6,038万5,000円を計上いたしております。2目高額医療費共同事業負担金2,595万2,000円を計上いたしております。3目特定健康診査等負担金407万8,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目財政調整交付金2億4,497万4,000円を計上いたしております。

4款1項1目療養給付費等交付金2億5,055万円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、11ページ、5款1項1目前期高齢者交付金12億3,490万円を計上いたしております。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金2,595万2,000円を計上いたしております。2目特定健康診査等負担金407万8,000円を計上いたしております。2項県補助金、1目県財政調整交付金1億7,171万円を計上いたしております。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金1億円を計上いたしております。2目保険財政共同安定化事業交付金8億8,500万円を計上いたしております。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1,000円を計上いたしております。

9款1項1目一般会計繰入金3億9,041万1,000円を計上いたしております。

10款1項1目繰越金1万円を計上いたしております。

11款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金200万円を計上いたしております。2目退職被保険者等延滞金1万円を計上いたしております。2項1目預金利子1万円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、13ページ、3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料621万9,000円を計上いたしております。4項1目療養費等指定公費返還金100万円を計上いたしております。5項雑入、1目滞納処分費1万円を計上いたしております。2目一般被保険者第三者納付金200万円を計上いたしております。3目退職被保険者等第三者納付金100万円を計上いたしております。4目一般被保険者返納金1万円を計上いたしております。5目退職被保険者等返納金1万円を計上いたしております。6目雑入1万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第20号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算について質疑を行ってまいりたいと思います。

事項別明細書、歳出の19ページであります。2目の保険財政共同安定化事業拠出金8億8,598万円が計上されています。前年度と比較しますと大きく上回っているわけであります。法改正によるものでありますけれども、その内容について改めてご説明いただきたい、このように思います。

それから、同じく19ページの8款保健事業についてであります。1目の特定保健診査等事業についてお伺いしたいと思います。平成27年度の国保の支出の大体82%が保険給付費と共同事業拠出金であります。そして、後期高齢者医療や介護保険などの支援金や納付金等が17%程度であります。この保健事業は、人間ドックと合わせて3,752万円、構成比についてはわずか0.8%程度であります。病気の住民が多ければ、保険給付費は当然多くなるのは自明です。健康であれば医療費は小さくなり、結果として保険料も安くなる、これが国保の仕組みであります。今、市民の健康と命を守る予防保健事業の要と言えるのは、国保の特定健診と、一般会計で実施されているがん検診等だと私は考えています。いずれも病気の予防と早期発見に欠かすことができない重要な事業であります。特定健診の現在の受診率及び新年度の取り組み並びにがん検診等の事業との連携について、常任委員会においてもご報告いただきましたけれども、改めて説明を求めておきたい、このように思います。

それから、これは予算書には載っていないことなんですけれども、政府の新年度の予算案では、法定減免を想定した保険者支援として1,664億円を市町村交付に繰入れるとしています。この新年度予算に反映されているのか、本市ではどの程度の金額が措置されるのか、説明を求めておきたいと、このように思います。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの白石委員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目は、保険財政共同安定化事業におきまして大きな伸びになっているということでございます。この保険財政共同安定化事業といいますのは、平成18年度から始まりまして、高額医療費の共同事業の対象を拡充するために設けられたものでございます。この事業は県内の市町村間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために、30万円を超える医療費のうち、8万円を超え80万円までの部分を対象に、市町村国保からの拠出金を財源として共同事業という形で実施されているものでございます。高額の場合、1年に大きな医療費の負担になるので、それを一旦拠出金という形で集めまして、それを交付することによってその負担を軽減するとともに、県内の負担を、極端に多いところとかいろいろ出てきますので、それを平準化しようとするものでございます。法律により、今まで30万円以上ということになってお

りました。奈良県では独自の取り組みで、平成24年度から20万円に拡充されております。それが、平成27年度から1円以上の全ての医療費が対象になることになったわけでございます。それによりまして、県全体の医療費としまして、今まで、平成26年度では県全体で133億円の医療費の共同事業の規模になっておりました。それが平成27年度、1円以上になることによりまして、322億円、約2.4倍に広がることとなります。その法律によって拡充されたものでございます。その財源内訳にも出ているんですけども、過去2年、3年、4年前の実績によって交付することになっております。実績割と、それと被保険者割という割合で計算することになっております。それによって、実績割でしたら実績でしか反映されないんですけど、被保険者割を入れることによって県内で標準的な負担にしようとするものでございます。交付金として、この財源内訳に出っております8億8,500万円が当該年度の交付金として交付される見込みになっております。

そして、政府の平成27年度からの保険者支援金という形での1,664億円が支援されるということについての予算措置のことなんですけども、先ほど白石委員から説明のありました1,664億円といたしますのは、低所得者対策とかいうことで、保険者支援制度という形で、国民健康保険の方の財源として一般会計から繰入れいただいているものでございます。それが、平成27年度から、この経費を約1,700億円充当することになっております。現在のところ、その1,700億円に対しまして葛城市の方でどれぐらいになるかという試算は、まだできていない状態でございます。方針としては平成27年度から充当されるというところで示されていますが、具体的に葛城市においてどれぐらいになるかというようなことは、まだ示されていない状況でございます。

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。よろしく願いいたします。

私の方からは、白石委員の質問にありました特定健診とがん検診の連携、受診率等についてでございます。

今現在、特定健診につきましては、個別健診と、また、あと集団健診におきまして実施させていただいております。集団健診につきましては、5種類のがん検診と前立腺がん検診を特定健診と一緒にやっております。日数につきましては、平成26年度、平成27年度も同様、16回を予定しております。また、16回の中につきましては、夜間健診、また、女性専用の日を設けながら受診率向上を目指しております。それとともに、受診率を上げるためには、やはり特定健診と一緒にやるにつきまして、がん検診も行っておるという意識づけ、がん検診の方については特定健診でもやっているという意識づけについて、今後のがん検診、また特定健診の受診率の向上意識を高めております。

それと、受診率ではございますが、平成26年度につきましては前年度よりも高くなり、平成25年度につきましては平成24年度よりも高くなっています。数字で言いますと、平成26年度の見込みでございます。11月に異動等を追いまして決定するわけなんですけど、見込みといたしまして、平成26年度につきましては28%の見込みでございます。平成27年度につきましては、30%以上は目指すという予定をしております。また、平成27年度の計画の中の目標値

は40%でございますが、大字健診も含めながら今現在やっております。また、意識づけが一番大切だと思っておりますので、今後、年々受診率を向上させながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ中嶋課長並びに水原課長からご答弁をいただきました。

保険財政共同安定化事業拠出金についてでありますけれども、課長がご答弁のように、平成27年4月から、1円以上の全てのレセプトを市町村が都道府県ごとに共同設置している国民健康保険連合会で処理すると、こういう仕組みになったということであります。奈良県は既に平成24年から、20万円以上80万円未満については独自でやっていたわけでありましてけれども、荒井知事は国保の広域化に熱心で、それを進めるために実施してきたという経緯があるわけでありましてけれども、これは平成24年度の法改正だったのでしょうか。国は、都道府県に国保を一本化していくと、こういうことを進めていくために実施されてきたわけでありましてけれども、課長の答弁のように、このことを実施することによって、県内の保険料の平準化というか、そういうものも図っていくという狙いがあるということでもあります。

実際にこの予算措置によって、保険給付費が、これは全国の都道府県ですかね、一本化するということになったわけでありまして。拠出した金額と交付される金額、ざっと目で見ると、拠出の方が今98万円多いわけでありまして。細かいことを言うわけではありませんけれども、予算書を見てみますと、平成27年度では交付金が8億8,500万円、拠出金は8億8,598万円、さっきも言いましたけど、98万円拠出金が多くなっているわけです。その差はまさに微々たるものだ。先ほど課長から、その財源というか、どういうふうに通達しているというか、実績割と被保険者割があるということで、そういうことで平準化、標準化をしていると、こういうことでもあります。今年初めて1円以上のレセプトを県下統一でやっていくということになっているわけです。しかし国保というのは、ご承知のように市町村の中で保険料も異なりますし、給付もそのまちによって大小さまざまであります。そういうことからしたら、今後、拠出金の超過ということになる可能性はないのかというのが、これまでは20万円以上ということでしたから余りにしなかったんですが、今回1円以上ということになってくると、この辺が葛城市にとって、さっきからの話じゃないですけど、メリットがあるのか。拠出金の超過になったのではやっぱり困るなというふうに思うんですが、その点はどのように把握というか考えておられるか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

2番目の、国の新年度の、所得の低い人たち、いわゆる法定減免なのかなというふうに思うんですが、それらの軽減を更に拡大するために、1,664億円というふうに聞いていますけれども、国は措置をされています。新年度予算には反映されていない、また、その額についてもどの程度になるのか試算されていないということでもありますけれども、単純に大体1,800弱の市町村があるわけでありましてけれども、単純に割ってしまうと大体1億円弱と、こういうことになるわけで、これらの財源が平成27年度中に措置されるということですね。それはまたお答えいただきたいと思っております。

それから、水原課長からご答弁をいただきました特定保健診査等事業とがん検診等の実態と連携、そういうのもご答弁をいただきました。常任委員会でも説明があったんですが、私が注目したのは、集団健診で特定健診とがん検診とを一緒にやっていくということで、これはなかなかいいなと、これはだいたい前からやっているんだと思うんですけども、不勉強で申しわけないんですけども、それなら、僕ちょっと調べてみたんですが、やっぱり医師会に委託している個別健診でも同じようにがん検診をやっている自治体だってあるわけで、なかなかそれだけでは受診率は上がらないけれども、さっき言った動機づけとか意識づけとか、そういうことからして、1回で特定健診とがん検診が受けられるということが非常に大きな受診の動機になるんじゃないかというふうに思うので、その点、他の自治体での例を把握されているか、今後考慮していくべきではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょう。

それと、ついででありますけれども、今、節目年齢の人に対して無料クーポン券を配布しているということがありました。これの成果というのはまた後でお答えいただきたいと思うんですけども、この無料クーポン券というのも、単に5歳刻みの節目節目でなくて、一定の層にやはり継続して実施していく。そのことによって、再受診とか、1回こっきりではやっぱり困るわけですから、毎年とか2年に1回とか受けてもらえるというふうな状況をつくらないかんわけです。そういう意識づけとか、継続性をつくっていく上で有効ではないかというふうに思うんですね。だから、僕は年齢が外れていますけども、そこはモデル事業的に1回やってみる。5歳ぐらいをずっと継続してやってみる。そして、集団健診じゃなくて、医師会委託の個別健診でも一緒にやっていくということにすれば、非常に動機づけとしては、意識づけとしては、やっぱり継続性を、また今年もということで行ってもらえるようになるのではないかというふうに思うわけですが、その点いかがお考えか、聞いておきたいというふうに思います。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

保険財政共同安定化事業の拠出金に対して、今年度8億8,500万円の交付金が入るという見込みをしております。拠出金が多くなることも可能性があるということでございます。確かに、この制度が始まりましたのが平成18年度からになっております。平成18年度から今までの経過を見ましたときに、約623万円が葛城市として拠出超過になっております。今後、今新たに平成27年度から拡充されたということで、その超過分に対しては県の方でも、拠出負担が増加する場合には県の特別調整交付金による軽減緩和措置も講じるとされております。それが実際どの程度になるのか、今後のことになるとは思いますが、県単位化の話の中で今までも要望してきたんですけども、拠出金が共同事業で超過する場合には、できるだけそれを県全体での調整により緩和いただけるようなことも、今後引き続いて要望していきたいと思っております。

そして、国の保険者支援制度としての1,700億円の拡充ということでございます。今年度は従来どおりの支援制度での予算計上をしております。この部分につきましては、先ほど答

弁させていただきましたとおり、今後、平成27年度ということですので、何らかの数字的なことも示されると思います。申しわけありませんが、現在のところ、それが単純に被保険者割で計算するものになるのかわかっておりませんので、またそういうことになりましたら、当然今年度の補正等が出てくるかとは思いますが、そういうことでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。白石委員のご質問でございます。

各個別健診の医療機関でございますが、今現在、特定健診につきましては、市内の内科医療機関で実施されております。それと、個別の医療機関のがん検診を受けるとなると、機械等の設置されている、されていないという医療機関があります。胃がん検診につきましては、3医院で実施することができます。大腸がん、前立腺がんにつきましては、市内の医療機関で、11医院で実施することができます。先生につきましても、特定健診、がん検診は、問診の中でその人の受診率向上のためにいろいろ勧奨していただいているのが実情でございます。

それと、クーポン券を一定の年齢に対してというご提案がありました。私が平成23年度、健康増進課に配属したときには、特定健診につきましては無料クーポン券がございませんでした。受診向上を目指すためにいろいろ検討させていただいて、保険課とも検討させていただいて、40歳から60歳まで、まず5歳刻みからやっっていこうということで、今現在、3年続いております。5年続くと、40歳で受けられた方はまた5年目の節目となり45歳で受けられるということで、5年間で全員に無料クーポン券が配布されるという形になります。5年間で全員に意識づけができるという形で無料クーポン券の配布をさせていただいて、受診の向上に努めてまいっております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 3回目ということですので、答弁に対して私が考えた中身を述べておきたい、このように思います。

保険財政共同安定化事業の問題でありますけれども、現在の20万円以上のレセプトの実施の中で、拠出金の支払いの超過になっていると。623万円という数字を出していただきましたが、1円からということになれば、これまでの傾向からしたら、当然これは拠出金超過になり、それがまた大きくなるんじゃないかというふうに考えます。課長は、県の方で特別調整交付金でこの辺のことを調整していく、こういうことでありますけれども、財源に限りがあるわけで、どこまで対応できるかというのはちょっと疑問なことであると思っております。今後、平成29年でしたか、やっぱり市町村の反発はあったけれど、一本化、広域化をしていくということで地ならしをやっているわけでありまして、このように見ていると、葛城市にとってメリットがあるのかということが、この拠出金1つとっても、うかがえるわけがあります。奈良県では、国基準に基づいて、被保険者割50%、医療実績割50%ということになるのかな。都道府県によってこれは変えられるということですので、それはどうなのかというのは、またの機会にお伺いしたいというふうに思うわけでありまして。

実際、広域化というか一本化されて実施するという事になった場合、じゃ、葛城市はそのことによって本当に財政的にメリットがあるのか、また国保の事務事業が軽減されるのかというのが、私は非常に疑問に思っているわけです。保険料を決めるには、それぞれの市民の皆さんの課税の状況を市町村は把握しています。しかし、そんなデータを県は当然持っていないはずなんです。実際にそれらの事務を、じゃ、県がやるのかと。国保というのは出入りが激しくて、最近激しいですね、そんなものが県で把握できるのかと、そういう事務を県がしてくれるのかということになると、こんなんでできるはずがない。結局、実務は葛城市がせざるを得ないということになるわけですね。このことによって、人件費でもそれだけ諸経費が軽減されるのかといたら、なかなかそのようには見えない。拠出金についても、とんとんであればまあまあですけども、拠出金の超過ということになれば全くメリットがないということになるわけで、こういうことをぜひ、これは私が言ったからってとまるわけではありません。やはりちゃんと議論をしていただいて、解決していただかないといけないというふうに思うわけでありませぬ。

西井委員長 ほかに質問はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、歳入の方に入ってまいりたいと思います。

平成25年度について決算されておりますのであれですけども、平成26年度の収納率の見込み、そして滞納の世帯数がどのようになっているか。滞納の世帯数は加入世帯数の何%になっているか。さらに、保険証等の交付状況であります。当然、資格証明書についてはこの間、発行されていないと思うわけでありませぬけれども、葛城市は3カ月の短期保険証を発行しています。平成23年度から、短期保険証については3カ月のみということであるわけでありませぬが、この3カ月の保険証が発行されている世帯は何世帯あるのか。市役所で保管されている保険証は今どの程度あるでしょうか。そのうち納付相談中あるいは居所不明となっている方々がどの程度あるか、お伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。白石委員のご質問に回答させていただきたいと思っております。

国保の収納率でございますが、2月末現在で、現年課税分で82.17%、滞納繰越分で15.25%となっております。続きまして、滞納世帯数なんですけども、これも同じく2月末現在で、現年度分につきましては886世帯、滞納繰越分につきましては852世帯となっております。全世帯数なんですけども、5,462世帯でございますので、現年度分につきましては16.22%、滞納繰越分につきましては15.59%となっております。

以上でございます。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員からの短期証の交付状況について説明します。

平成27年2月時点での数字をつかんでおります。それによりますと、3カ月の短期証を交付しているのが30世帯となっております。そして、居所不明等もあるんですけども、その居

所不明を含めまして79世帯の保険証を保管している状況でございます。現時点でまとめておりますのが、前回では居所不明等の数をつかんでおりましたが、今現在、その分も含めましての合計数で把握しております。そういう形で県の方でも取りまとめて報告ということにさせていただきます。その内訳は今出していない状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 私の聞き方が悪かったので、もう一度お伺いしたいと思います。

国保税の収納率でありますけれども、現年課税分の滞納繰越分を除いた収納率なんですけど、先ほど82.17%ということでありましたけれども、これは今現在の数値であって、決算では、大体93%ぐらいにはなると思うんですが、これはとりあえずまたお願いしたいと思います。

それから、中嶋課長の方から、現在は居所不明とか、あるいは納付相談中というふうな集計はしていないということでありまして。県がそのようなことで報告を求めているのかもわかりませんが、私の持っている資料では、平成25年6月1日現在で、滞納者世帯数、短期保険証資格証明書の発行状況あるいは被保険者証通常及び短期保険証の発行状況という資料がありまして、それぞれ自治体に区分をし、納付相談のため、あるいは居所不明のため、その他という形で集計をされていたわけでありまして、いつからそのように変わったのか。これまでもずっと予算、決算特別委員会では、私が質問をした内容で答えをいただいていたわけでありまして、県はこれから単一化、一本化していく中で、そういうことでいいかわかりませんが、私たちは、その中身がやはり把握されることが当然のことだというふうに思います。今持っていないというのであれば仕方のないことではありますけれども、実際に発行状況について、今の答弁では、市で保管されている保険証79件ということしかわからないわけでありまして。

私はなぜここまで細かく聞くかといいますと、成人であればまさに自己責任で、滞納しているから保険証をとりに行きにくいから、保険証がなくても元気だからということで済みますが、やはり子どもたちを抱える世帯では、保険証がないということは重大な問題であります。当然そのような件については、国の通知に初め、きちっと対応されているということだと思いますけれども、私たちはそういう形でこの内容を知りたい。その一環として今聞いているわけで、ぜひ数字を出していただきたいというふうに思います。再度お願いします。

西井委員長 西川課長。

西川収納促進課長 すいません。説明不足で申しわけございませんでした。

平成25年の2月末の時点で82.31%でございましたので、最終的には現年度分は前年度の93.55%に近い数字になっていくのではないかと考えております。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

先ほどから申しております納付相談を受け交付することとして保管しているのが79世帯でございます。その世帯の方には、また3カ月ごとに短期証の案内をしているところでございます。そういうことに努めていきたいと思っております。内訳として、未交付という形でつ

かんだ数字を県に報告するという形で今後ともいきたいと思っております。

西井委員長 白石委員。

白石委員 保険証の発行状況についてのご答弁でありますけれども、当然これから保険者というのは、平成29年、確定したわけじゃないかもわかりませんが、広域化ということで、県に対してそういう報告をされているということでもありますけれども、そういうことが決まったら、議会に対してはこの中身は報告しなくていいんだということにはならないというふうに私は思うんですけどね。だから、私はできるだけ交付の実態を把握するために、市民の滞納されている人の状況がどうなっているか、そのことに対してどのように行政として対応しているかということを知りたいがためにやっぱり聞いているわけで、そこは県への報告と、葛城市は今まだ保険者なんだから、保険者が予算を提出し、条例の改正があれば提出をする議会に対して、やっぱりその内容についてご説明、ご報告いただくのは当然のことだというふうに思いますので、委員長、この辺はよろしくこれから取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

西井委員長 そしたら、後で調整させてもらって、結果がどうなるかということはおもわかりませんが、それに任せてもらうということではよろしいでしょうか。

白石委員 はい。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 最後であります。現在の状況と新年度に向けての方針をお聞かせいただきたい。これはいつもお願いしている申請減免の見直しというか、改善、充実についてであります。

ご承知のように、国保は非常に所得の低い人たちが加入している。大体200万円未満の人が78%を超える状況で、所得ゼロの人もあるという状況の中で、2割、5割、7割の法定減免が設置されています。この法定減免を受けている方も50%近い48%ぐらいあるわけで、国保財政としても非常に厳しいけれども、実際に被保険者も厳しい経済状況の中で加入しているということになっているんですね。法定減免は、当然国もてこ入れをしていただいているということは理解しています。しかし、私は国のそういう支援だけじゃなくて、葛城市としてもちゃんとした、条例に申請減免について明記しているわけですから、その基準、内容を明確にして、適用の拡大を図るべきだというふうに思うわけです。改めて一から全部聞きませんが、申請減免の実績と、平成27年度への取り組みについてお伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。お答えしたいと思います。

平成25年度、平成24年度の実績としまして、決算のときにも申しましたが、申請減免というのは、収監中の方に対して適用した件数のみでございます。そして、あとは、75歳に到達する人が国民健康保険として1人になられたときの減免ということを適用しております。そして、これからの申請減免の適用ということでございますが、国の方で毎年法的に低所得者に対する軽減措置というのが講じられております。それが毎年度拡充されている状況であり

ます。それに沿って当然進めていきたいと思いますが、申請減免というのは、やはりその基準というのが、本当に公平な負担という点でいきまして難しい問題であると思っております。現実には、窓口に来られたときにそういう相談も受けている状態です。ですが、現在の国民健康保険制度のことを説明しまして、ご理解の上、納付いただいている状況です。確かに、今年度もきめ細やかな相談に応じるという形で、現在の基準に沿って進めていきたいと思っております。大変難しい問題であるということは十分認識させていただいておりますが、万一窓口にいろいろ相談に来られたり、納付いただいている状況等を見ておりますときに、やはり公平な制度を守るということもございますので、きめ細やかに相談に応じまして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 中嶋課長の方からご答弁をいただきました。この間の予算や決算での議論がなかなかご理解いただけていないというふうに感じるわけでありまして。

平成24年のときの所得階層調査というのをしているんですけど、その中で、世帯所得ゼロの1,727世帯のうち、年金や給与収入合計がゼロという世帯が何と686世帯、被保険者994人もいるわけですね。しかし、ご承知のように国保は、収入がなくても資産割とか平等割、均等割がかかる。当然、平等割や均等割は法定減免で手厚く減額、軽減されているけども、やはり可処分所得に対する国民健康保険税の比率というのは非常に高いんですね。何でそうなるのか。所得割自身もただし書きで計算される。実際に収入がないのに資産があれば、固定資産税を払っているその資産の率に応じて、課税に応じて、その率によって徴収される、こういうことになっているわけで、今、非常に厳しい状況ですね。今、国保は、それこそ申しましたように、非常に所得の低い人たち、年金生活者、あるいは雇用労働者でも中小零細企業で働いている被用者保険のない人たちの加入割合がふえてきている。農業者や商工業者の率が減ってきているという状況になって、しかし命の綱ですから、何とか辛抱して払っているわけですけども、ここを平等と言われたら、実際そういう可処分所得が本当に低い人たちに国民健康保険税の割合というのは非常に高いわけで、これが平等と言えるのかということですよ。平等と言うのやったら、やっぱりちゃんとした収入も確保できるような平等な社会をつくらなければならない。しかし、資本主義経済でそういう実態にはないわけですから、そこは単なる平等ということだけでは片づけられないから、国も法定減免の充実、拡充を図ってきているわけですよ。だから、そこはちょっと議論が足りなかったですけども、ちゃんとした基準を設けて、生保世帯の1.2倍とか、公的扶助を受けている、児童扶養手当とかを受けている、そういう世帯に対して申請減免を適用していくとか、やっぱりやっていくべきだということを述べて、私の質疑を終わります。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第20号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目にして、平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました、このことによって、中小工商业者の経営はもちろんのこと、所得の低い人や年金生活者に大きな負担を強いることになり、生活を脅かす状況を広げてきたわけであります。国保は、加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になってきているんですね。

平成24年9月の葛城市の国保加入世帯5,780世帯の所得調べでは、所得200万円未満の世帯が4,532世帯と、加入世帯の4分の3を超える78.4%となっています。その内訳を見てみますと、所得ゼロの世帯が1,727世帯、29.87%、所得100万円未満の世帯が710世帯、12.28%、所得150万円未満の世帯が805世帯で14.01%となっています。さらに、所得ゼロの1,727世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が686世帯で、所得ゼロの世帯のうち39.72%を占めております。加入世帯の実に11.86%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況であります。ところが、こんなに所得の低い世帯が多くいらっしゃるにもかかわらず、国保税は、収入がゼロでも少なくとも均等割や平等割、資産割が課税され、個人市民税や固定資産税などの他の税目と比べて過重な負担となる仕組みになっているんですね。

国保の平成25年度の現年度の収納率は93.55%、このようにご報告をいただきました。支払い能力を超えていて、払いたくても払えない市民、被保険者が増加して、その結果、滞納世帯が852世帯、加入世帯の16.22%にも上っているわけであります。さらに、法定減免を受けている世帯は2,664世帯と、加入世帯の実に48%。さらに、そのうち7割軽減を受けている世帯が29%、1,575世帯と、一番多いのが実態なんですね。そして、国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯は30世帯なんですね。さらに、役場になかなか行けないということで、市役所に保管されている保険証は79世帯にもなっているわけであります。重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめて、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は、加入者に早急に届ける手だてをとるべきであります。国保税の収納率が低迷する中で、平成25年度で収入未済額は4,866万円でした。毎年5,000万円近い収入未済額が出てくるんですね。やっぱり、低所得の世帯に対して、市が定めている申請減免制度を整備、充実し、払える国保税に改善して、滞納をもとから抑えるということが必要であるというふうに考えます。

国保は市町村の自治事務であり、保険者の裁量で実施できるものであります。葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成24年度で29万6,798円、県下3位ですね。ずっと医療費は低く抑えられています。被保険者の皆さんの健康や医療に対する高い関心、健康づくり推進委員を初めとした予防保健活動の取り組み、更には開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が何とか支えられております。

平成27年度予算によって、一般会計からルール外で1億8,752万円の繰入れを行って、財源不足を補われています。市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず厳しい財政運営が常態化し、何度も国民健康保険税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その原因は、昭和59年に、国保事業に対する国の定率負担を医療費の45%から給付費の50%、医療費に換算して38.5%に大幅に削減されてことによって、国保の総収入に占める国庫負担は、80年代には50%程度あったものが、平成19年度には25%となってまいりました。幾分、低所得者に対する支援措置などで上がっておりますけども、やはり国保会計が大変な状況、国保税の負担が被保険者、市民の大変な状況になっている原因というのは、やっぱりここにあるわけであります。国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度であります。国民健康保険財政の健全化を加入者の負担や広域化に求めるのではなく、国にこそ、削減されてきた国保国庫負担率を元に戻して国としての責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築を図るべきであります。

一般会計からの繰入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準の改善など、評価できるものでありますが、以上の理由により反対いたします。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

副委員長。

増田副委員長 議第20号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える医療保険として、地域住民の保険の保持、増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、急速に進みつつある少子高齢化や、昨今の社会経済情勢を反映し、国民健康保険税の収入が減少する中、医療技術の高度化に伴う医療費は確実に伸びてきており、国民健康保険の財政状況は年々厳しさを増しています。

国におきましては、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営のため、さまざまな制度改革が行われ、今後に向けての社会保障制度改革の全体像などを示し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することができるよう、公費負担の充実や、財政基盤を強化する方針が示されたところでございます。

このような状況の中にあつて、葛城市では保健事業に力を入れ、医療費の増加を抑える努力をし、一般会計からの繰入金財源補てんを受け、県下でも低い医療費、低い保険税率を保ち、運営されてきました。平成27年度予算は、この考え方に基づきまして、全体の61.6%を占める保険給付費を初め、本年度から拡充された共同事業の拠出金、交付金など、必要な歳入歳出予算を計上されたものであります。保健事業におきましては、生活習慣病を早期発見し、未然に重症化を防ぎ、医療費の増加に歯どめがかかるよう、特定健康診査など事業の充実に努め、受診勧奨や、節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成、地域での集団健診などの事業を継続的に推進し、受診率のより一層の向上を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされています。このような取り組みにより医療費の

適正化を図り、国民健康保険の円滑な運営に努めていただくために編成された予算であると思えます。

国民健康保険の被保険者の方々が、必要なときに必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度を運営していく必要があるため、今後とも引き続き、医療費適正化の一層の取り組みにより歳出の抑制を図るとともに、国民健康保険税の収納率の向上による歳入確保に努めることなど、より一層の経済努力を重ねられることを望み、私の賛成討論といたします。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時20分

再 開 午後2時00分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、議第27号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程いただきました議第27号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,310万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出から説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費183万7,000円を計上いたしております。2項1目徴収費87万円を計上いたしております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億2,999万3,000円を計上いたしております。

3款1項1目保険料還付金30万円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、9ページ、2目還付加算金5万円を計上しております。

4款1項1目予備費5万円を計上いたしております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 1 億5,621万4,000円を計上いたしております。2 目普通徴収保険料8,459万4,000円を計上いたしております。

2 款 1 項 1 目証明手数料 1 万円を計上いたしております。2 目督促手数料 1 万円を計上いたしております。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金9,186万2,000円を計上いたしております。

4 款 1 項 1 目繰越金 1 万円を計上いたしております。

めくっていただきまして、7 ページ、5 款 1 項 1 目延滞金 1 万円を計上いたしております。2 目過料 1 万円を計上いたしております。2 項 1 目保険料還付金30万円を計上いたしております。2 目還付加算金 5 万円を計上いたしております。3 項 1 目預金利子 1 万円を計上しております。4 項 1 目弁償金 1 万円を計上いたしております。2 目雑入 1 万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第27号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算について質疑を行いたいと思います。

まず、本特別会計においては、保険料を徴収し、それを広域連合の方に納付するというところで、給付については全くかかわっていないということでもありますので、普通徴収の事務についてお伺いしておきたい、このように思います。

普通徴収と申しますと、年金が 1 万5,000円未満の方々、天引きをされない方々を対象に市が徴収しているわけでありますけれども、このような被保険者が何世帯、何人おられるか。そのうち滞納されている方々の直近で把握されている件数、そして、滞納されることによって、資格証明書が発行されていないと思いますけれども、6 カ月の短期保険証の発行がどのようになっているのか、まずお伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えします。

まず 1 点目としまして、普通徴収の人数のことですが、平成27年度の見込みとして653人と見込んでおります。そして、そのうち直近で滞納されている人の人数なんですけれども、平成27年 2 月28日現在で67人おられます。そして、未済額が231万3,700円となっております。

そして、短期証のことです。短期保険証につきましては、基準が変わった部分がございます。それは、できるだけ早期にその滞納の解消に努めようという趣旨から定められたものでございまして、今までは、前年度及び前々年度に賦課した保険料の総額のうち 2 分の 1 以上を滞納している人、また、納期限から 6 カ月を経過してもなお当該納期に係る保険料を納付していない方、そして、文書もしくは訪問による納付相談または納付指導にに応じていただけない方、また、納付相談または納付指導において取り決めた納付制約を履行しない方というのが基準として定められておりました。それに加えまして、今回、前々年度以前、2 年前以

前の保険料を滞納しているということが要件として加わりました。それにより、昨年、予算特別委員会のときに9人とさせてもらいましたが、それによりまして決算特別委員会のときも人数を言いましたが、27人ありました。現時点では21人の人数になっております。

以上です。

西井委員長 白石委員。

白石委員 いつもなぜこういう質疑を行うかといいますと、ご承知のように、後期高齢者医療制度が平成20年4月から、75歳以上の方々、これまで国保に入っていた方、あるいは組合健保、共済等々に入っていた方々を強制的に脱退させ、健康保険の対象から外して1つの制度にまとめる、こういうやり方をしたんですね。私たちは、まさに高齢者を差別するものだと、法の本質の平等に反するという点で反対したわけでありまして、民主党は、後期高齢者医療制度は廃止するという公約を掲げ、選挙を戦い、勝ったわけでありまして、ところが、政権をとった途端にこの政策を翻し、後期高齢者医療制度を温存すると、こういうことになったわけでありまして。

どれだけこの後期高齢者の被保険者にとって大変な制度であるかといいますと、保険料が2年ごとに改定されるんですね。これは何を基準にして改定されるかということ、医療給付費の増加、みずからが使った医療費の増加と、後期高齢者の人口比率の増加に応じて2年ごとに保険料が改定される。改定されるというのは、中身はわかりませんが、実際には2年ごとに引き上げられるという仕組みになっているわけですね。しかも、月額1万5,000円未満の方は普通徴収されるけども、それを超える方々は年金から天引きされるという、自分の暮らしとかそんなのは関係なしですよ。そういうことなんですね。

その結果、平成20年スタートのとき、平均年間保険料が6万3,216円でした。それが平成26年、去年引き上げられました。7万1,554円、8,338円、13%上がっているわけですね。これから私たち団塊世代が後期高齢者になって保険に加入していく大体平成37年、2025年には、平均年間保険料は9万5,976円になる、こういう試算を厚労省はしているわけです。当然、医療費がふえ、そして75歳以上の人口がふえれば保険料は上がるという仕組みですから、こうなるのは、当然なんですね。こういう制度が、枠にはめられて抜き差しならない形であって、本議会でその状況を改善させるために幾ら議論しても、この広域連合の組合議会等にはなかなか伝わりにくいと、こういう状況になってしまっている。現状はこうなんですね。国保だって、県1本ということになれば、まさに同じ道をたどらなきゃならないということになってくるわけでありまして。

ですから私は、少なくとも葛城市がかかわっている普通徴収の方々の保険料の徴収、ここだけでも、被保険者の暮らしを守るためにどういうことができるのかということをやっぱり議論しなければならないというふうに思うわけでありまして。滞納者が67人、前回の委員会での議論では40人だったですけど、ふえてきています。短期の保険証も、いろいろカウントする要件が変わったということもふえていますが、平成25年の決算時では9人だったわけで、なかなか比較はしにくいですけども、このような状況になっているということなんですね。後期高齢者、75歳以上の人たちが、しかも所得の低い、収入の低い人たちが、この保険

料を払うのに、本当に歯を食いしばって払っているんです。これは収納率がものすごく高いんですね。介護保険とか国保と違って、市民税の収納率と同じぐらいの98.5%。これは普通徴収だったと思います。そんなもんやな。75歳以上のお年寄りからしたらしたら、保険証というのは命の綱なんですね。歯を食いしばって払っているということが、ここにしっかりとあらわれているわけです。私は少なくとも、6カ月の短期保険証、資格証明書は発行していないけども、やっぱり1年証を発行できるようにしていくべきだというふうに思います。

この滞納者の中には、国保のように、納付相談中あるいは居所不明なんてあるんですか。その辺をお伺いしておきたいと思います。いかがでしょうか。

西井委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 白石委員のご質問にお答えします。

居所不明の人ということで保険証を渡せていない方というのは4人おられます。現時点での数字でございます。納付相談につきましては、21人の方に短期証を発行しておりますので、その方に文書で案内しまして、納付相談に来てくださいという状況で応じているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 改めて課長からご答弁をいただきました。大体98.5%という収納率でありますけども、大体毎年100万円を超える収入未済額が出てきていますね。そして、その要件が非常に緩いと言えば緩いんですけれども、毎年毎年100万円を超える不納欠損処理をやっているという状況なんですね。ですから、実態としては、この辺の改善というのは、市町村がかかわれる内容として、普通徴収の被保険者に対して、もっともっといろんな手だてが打てるというふうに考えます。限られた範囲でのことでありますけれども、市は、やはり高齢者が誰でもいつでも安心して医療にかかれるような内容にしていく、これは日本の伝統じゃないですか。やっぱりお年寄りを尊敬し、お年寄りに対して最善の環境を提供するというのは、そういうことをどこかに置き忘れて、医療費を削減するというところに走ってこういう制度をつくったということは、私は本当に残念なことであります。しかし、葛城市はやれることはやっていこうということで、これからも私もあきらめずに議論をし、改善を図るために頑張っていきたいというふうに思います。

以上であります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第27号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入してきた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

昨年、平成26年度には、2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.1%から0.47%引き上げられ8.57%、均等割は4万4,200円から500円引き上げられ4万4,700円となりました。値上げ額は1,593円、2.3%の負担増となり、平均年間保険料は7万1,554円となりました。消費税の増税や、年金が連続して引き下げられている厳しい環境の中で、高齢者の暮らしに本当に大変な負担をかけると、こういう状況をつくったわけであります。保険料が2年ごとに改定され、医療給付の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みは、高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度であり、認めがたいものであります。

普通徴収保険料の滞納者は67人。657人の被保険者のうち10%であります。6カ月以上の滞納者等に発行している短期保険証は21件となっています。払いたくても払えない方々がおられます。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として、収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援していくべきであります。後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされて、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定化されています。これまで75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで、保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが、老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは、無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで、医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は、認めがたいものであります。

以上であります。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

西川委員。

西川朗委員 議第27号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また、従来の老人保健制度が抱える問題点を解決するために創設されたものと認識しております。制度施行当時には混乱を招いたこともありましたが、国による制度の改善や、わかりやすい広報への取り組み、保険料軽減措置の拡充や口座振替納付の選択などの改善策が実施され、制度の施行から7年を経過しようとする昨今においては、被保険者の方々に一定の理

解を得て、制度の定着が図られつつあると認識しております。

平成27年度予算は、前年度に保険料の見直しがあり2年目となります。歳入では、被保険者の増加に伴い保険料が増額となり、また、保険料軽減措置の拡充に伴い一般会計から補てんされる保険基盤安定繰入金が増額となっております。歳出では、歳入の保険料の増額に伴い広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっております。この後期高齢者医療制度を運営する広域連合においては、保健事業の推進や医療適正化事業に積極的に取り組むこととされております。高齢化社会が進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるため、財政運営のことを十分勘案して編成された予算であると考えられるものでございます。

今後とも、県並びに広域連合との連携を密にし、現行制度の円滑な運営を図るとともに、より一層安定した高齢者医療制度の構築に向けて努力されることを望み、私の賛成討論いたします。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第27号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議第25号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野部長。

芳野市民生活部長 市民生活部長の芳野でございます。よろしく願いいたします。

ただいま上程いただきました議第25号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,480万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑事業費でございます。365万2,000円を計上いたしております。

2款諸支出金1項1目霊苑整備基金費2,094万8,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、9ページ、3款1項1目予備費20万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の説明をいたします。6ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項1目霊苑管理料321万7,000円を計上いたしております。2項1目霊苑手数料2,000円を計上いたしております。3項1目霊苑使用料1,800万円を計上いたしております。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金63万7,000円を計上いたしております。

3 款 1 項 1 目霊苑整備基金繰入金194万4,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、7 ページ、4 款 1 項 1 目繰越金100万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 霊苑事業の関係ですけど、まず6 ページの歳入の関係から、霊苑管理料321万7,000円が計上されておりますけども、これの内訳、A 区画、B 区画、C 区画について、それから平成26年の実績もあわせてお願したいと思います。

それから、霊苑使用料、今年は2年に1回の募集ということで1,800万円が計上されておりますけども、これも計画の内訳について教えていただきたいと思います。あわせて、区画数の残が今現在いくらあるのか。B 区画の換算で結構やと思いますけども。

それと、もう1点、滞納額ですね。いつも聞くわけですが、どのぐらい管理料の滞納があるのかということをお願したいというふうに思います。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。よろしくお願いたします。

管理料の内訳でございますが、平成27年度の管理料としまして、A 区画で32件、6,480円掛ける32件、B 区画としまして9,720円掛ける190件、C 区画としまして1万6,200円掛ける27件、それと、滞繰分としまして33万7,000円。平成27年度で募集を予定しておりますので、B 区画に換算しまして40件。その合計で321万7,000円を予定しております。

管理料としましては、3月11日現在で868万3,000円、率にしまして約94%の収納率でございます。

平成27年度の公募の区画数でございますけども、B 区画45万円としまして、40区画で1,800万円の予定でございます。あと、霊苑の残でございますけども、正確な数字は手元ありませんが、約300区画は残があると認識しております。

今現在の滞繰分でございますけども、63件、64万8,000円が滞繰でございます。そのうち10年を超えているような滞納が1件ありますけども、これが実際天理市の方に引っ越されている方でありまして、今年になりまして電話をしましたが、通じないような状況もありますので、また天理市の方にも照会して、督促また連絡をとりたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 平成27年の霊苑管理料を教えてもらったわけやけど、平成26年度の実績を教えてもらいたいということで質問したので、平成26年度の実績を教えてもらいたいと思います。

霊苑使用料、B 区画40区画の計画をしていると、こういうことですね。それに伴って残区

画が幾らあるという質問に対して、300区画と答弁されましたが、去年で約1,000区画ぐらいあったので実際もっとあるはずやと思うから、わかったら後で教えてもらったら結構やと思うけど。

それと、滞納額を今聞いたわけやけども、33万7,000円と課長が言われたわけやけども、この件数と、それから、1件だけ10年以上管理料の滞納があるということやけど、10年以上ということなら規約では没収となっていると思うわけやけども、その辺の考え方がどうなっているのかなということ再度教えていただきたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

先に滞納分の件につきまして、滞納残額が、滞繰分が63件で64万8,000円でございます。A、B、Cの内訳でございますが、Aが11件、Bが41件、Cが11件、計63件で64万8,000円でございます。平成26年度のA、B、C区画ごとの数字というのは手元ございませんので、また調べて報告したいと思います。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 10年以上経過しているやつが1件あると言っている、その回答はどうなった。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 10年以上というのが1件ありまして、B区画で1件で33万7,800円が現在未納となっておりますが、直近では平成23年に一部納めていただいて以来残っております。先ほど申しましたように、電話が通じないとか、出られないような状況ですので、再度天理市の方にも照会して徴収に努めたいと思っております。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 そこで10年以上の滞納があれば、条例では没収となっている。去年聞いたときは、今10年以上のものはないと答えられた。たまたま今年は10年目になったのかもわからない。それは構わないけども、一応そうになっているから、条例上は。言葉は悪いけど没収しなければならぬ。もちろん天理市へ連絡してくれるのはいいわけやけども、まして天理に住んでいるとなってきたら、ここの墓は必要ないわけなので、還付金を払って返してもらおうのいいのか、条例どおりに、この分は基準どおりに10年未納やから没収しますよという形をとるのか、どうするのと聞いているわけです。条例で決まっている以上は、やっぱりそれは、担当として苦しいかわかんけども、やるべきことはきちっとやっていくと、こういう姿勢が大事じゃないかなということをおもうからしつこく聞いているわけですので、ひとつその辺をきちっと対応してもらいたいというふうに思います。

西井委員長 今、岡本委員がおっしゃったことについて、条例も10年以上ということになっているのであれば、どのようにするかということについて、答弁できるのであれば私から質問します。できないのやったら、また岡本委員に後日で結構ですので報告してください。

市長。

山下市長 条例等のことについて、私、10年以上たっているものがあるというのも、今、聞いたので、まず1回内部で検討して、どのように対処するのか、今までどのようにしてきたのかという

ことも含めて検討させていただきたいと思います。

西井委員長 岡本委員、それでよろしいですか。

岡本委員 はい。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 歳出の霊苑事業費の中の23節償還金利子及び割引料、これも毎年上がっているわけですが、平成26年度の、まだ済んでないんやけど、今現在でもいいわけやけども、どのぐらいの返還の希望があったのか。また、平成27年度の194万4,000円が計上されているわけで、どれだけの件数を見て計上されているのか、それだけ教えていただきたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

平成26年度の実績としまして、墓地の償還が、A区画が2件、B区画が9件、C区画ゼロ件で、合計11件でございます。平成27年度予算としましては、A区画で2件、B区画で4件、C区画で1件と計上しております。今年は特に多かったという既定要素もありますけども、一応例年どおりの予算とさせてもらっております。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ここで1つ、平成26年実績で11件ということになっているわけやけど、大体これは内容的に、例えば、ここで永住しようと思っていたが他市町村へ行かれたとか、いろいろ理由があると思うけども、例えば、一つ一つは無理やけども、大体どんな理由があるのかということと、それから、今年の予想される償還で、A区画2件、B区画4件、C区画1件ということで、これは何年の分かわからないので、恐らく購入の60%を返還金に充てると思うんやけど、金額だけ、A、B、Cで60%に換算してどのくらいになるのかだけ教えてほしいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

まず、償還の理由でございますが、一番多いのが、後を見てくれる家族もいないので返還しますというのが一番多いです。また、子どもがいても、遠くにいて墓参りもしてくれる見込みもないという理由が一番聞いていて多いです。

償還金の金額ですが、A区画、27万円掛ける60%の2件として32万4,000円、B区画、45万円掛ける60%掛ける4件で108万円、C区画が90万円掛ける60%掛ける1件で54万円という内訳でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、この返還金というのは、その対象になるのはいつの分かわからないので今の条例の金額やねんな。実際は購入したときの金額の60%でいくけども、予算上はわからへんから今の金額でいくと、そういうことですね。

それと、やっぱり今言っているように、墓を守ってもらう者がいないというのが多いということやけども、実際、今購入している人が亡くなったときに、後、面倒見てくれる者がいないから返しますと言われたら、亡くなった人間はどこへ入るということになる。いやいや、

これはまあ理屈やけど。これは私の愚痴で聞いておいてくれたらいい。本当にお互いに我々もその年になってきているので、その辺、よく考えていかなあかんと言っても、どうもできないしな。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 今年は墓地の公募を行うという年であります。予定としては、今、岡本委員の答弁の中で、B区画として40個ということであります。この間、大体2年ごとに公募しているわけですが、どのぐらいまでの資料を持っていますか。当初予算で見込んだ、計画した公募に対して、募集が大体充足されてきているのか。計画に対して公募が足りていないというか、余ってくるというふうな状況になっているのか。6年ぐらいさかのぼって、その数字があればお示しいただきたいと思います。今の話を聞いてきたら、返還が相当数出てきているということですから、墓地を設置してから、市民の皆さんの中に大体一巡したのではないかというふうに思うわけですが、この辺、どのように考えておられるのか。極端にふえるということはないというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

西川環境課長 環境課の西川です。

今の白石委員のご質問の公募の推移ですけれども、平成19年度合計で51件、平成21年度で59件、平成23年度で49件、平成25年度で32件という数字でありました。これが実績です。公募予想としましては、毎年B区画換算で50件の公募としております。

西井委員長 白石委員。

白石委員 今、課長の方から、過去にさかのぼってご答弁をいただきました。平成21年は別にして、平成21年は公募50件に対して59件ということで、公募をオーバーした。しかし、実際に整備されている区画は余分にありますので、対応できるということでもありますけれども、平成19年が50件に対して51件、平成23年が50件に対して49件、平成25年が50件に対して32件というわけでしょうか。これらの実績に合わせて、このたびは、公募は40件ということで、大体一通り行き渡り、事業としては安定した状況になってきているというふうに思うわけでありませう。

そこで、これまでも議論してきたことでありますけれども、この間、2年に1回という形で公募をしてきているわけで、これはやっぱり乱高下があったりして、なかなか事務も大変でありますし、やはり2年に1回が妥当だということで来たわけでもありますけれども、先祖代々お墓を持っておられる方は、これは何ら問題はないんですけれども、新しく葛城市にお住まいされた方々は、なかなか自分の出身地の墓地というわけにもいかないという形で、新しく葛城市の墓地を求めるケースが多くなっているわけであります。しかし、こういう方は、亡くなるのを予想して墓地をあらかじめ確保するというのは、昔の人はちゃんとこういうことは当たり前のこととしてやっていたけれども、最近はなかなかそういう状況ではなくなってきていて、それこそ亡くなってからどうしようかという方がいるんですね。

そういうときに、今年は公募がなくて、1年間待たないといかんというふうなことで、お骨を身近なところで、それはそれでいいと思うんですけれども、保管しておかなければならな

いというふうなことがあって、私もよくご相談されるんですけども、今年は公募がありませんので、何とか来年までお待ちいただきたいということで言うんですけども、ここ何年になるんですかね、墓地を設置してから28年、そのぐらいたちますと、事務もそれこそ簡素化され、またパソコンで管理できるというふうな状況になって、そんなに煩雑な仕事は要らないのではないかというふうに思うわけでありまして。やはり、公募を毎年行っていても、そんなにびっくりするぐらいの募集があるわけではありませんし、私は十分対応していけるのではないかというふうに思いますが、この点はこの間、私、数年間質問しなかったわけでありまして、この間の状況の変化とあわせて、対応できるのかできないのか、必要があるのかないのかを含め、改めてお聞きしておきたい、このように思います。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 白石委員お尋ねの霊苑墓地の公募の件でございます。

先ほども合併以来の大体の公募の数を申し上げまして、前回、平成25年度の募集では32件とかなり減ってきたわけございまして、白石委員がおっしゃるとおり、墓地の数も充足してきたのかなという思いも持っております。その中で協議、検討いたしまして、事務的には、通常業務に一時的な業務を加えることとなりますけれども、特に通常業務に支障を来すことはないと思われまので、毎年募集も可能ではございますけれども、今も申しましたように、応募の数も減少してきており、充足してきておるということで、協議の結果、現在のところは従前のとおり隔年の募集と考えている次第でございます。

以上です。

西井委員長 白石委員。

白石委員 逆の発想、考え方やな。だから、事務の煩雑さとか事務の量そのものがこれまで1つの大きな障害になっていて、2年に1回というのは、これは大変だというふうなことで今まで言われてきたわけですね。私は逆に言えば、事務が合理化され、通年、通常の業務としてやっていけるという状況になっているということは部長からお答えいただきましたし、やっぱり件数が少なくなることによって、より事務そのものが少なくて済むわけでありまして、小回りがきくということになるわけで、あとは墓地の整備をどの時期にどれだけの規模でやるのかということさえ押さえておけば、隔年ではなくて通年で公募していくということは、私は十分できることだというふうに思います。市民にとれば、ふだんは余りかかわりのないことでありますけれども、突然のこともあれば、覚悟しておいてのこともありますけれども、やはり葛城市として、新しい住民がどんどんとふえていっている中で、今は若いからあれでしょうけれども、これからもどんどんふえてきて、また高齢化していくわけですから、やはり市民サービスの向上を図っていくということからしても、一応議論していただいたということでもありますけれども、改めて提起をしたということでご議論いただきたいということ述べて、質疑を終わります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時58分

再 開 午後3時05分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、議第21号、平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第21号、平成27年度葛城市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億3,030万円と定めるものでございます。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,840万円と定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定の方から、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。予算書14ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では125万3,000円を計上いたしております。2目連合会負担金では82万1,000円を計上いたしております。3目計画策定委員会費では30万4,000円を計上いたしております。2項徴収費、1目賦課徴収費では137万2,000円を計上いたしております。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では917万5,000円を計上いたしております。めくっていただきまして、15ページ、2目認定調査等費では2,034万3,000円を計上いたしております。

次に、2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では18億6,129万7,000円を計上いたしております。2目介護予防サービス等諸費では2億1,784万2,000円を計上いたしております。次に、2項その他諸費、1目審査支払手数料では264万円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では5,348万7,000円を計上

いたしております。4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費では9,665万2,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、17ページ、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防二次予防事業費では1,232万3,000円を計上いたしております。2目介護予防一次予防事業費では646万4,000円を計上いたしております。3目総合事業費精算金では9万円を計上いたしております。2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費では1,020万7,000円を計上いたしております。2目総合相談・権利擁護事業費では1万6,000円を計上いたしております。3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では901万4,000円を計上いたしております。めくっていただきまして、19ページ、4目任意事業費では2,539万8,000円を計上いたしております。

4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では17万2,000円を計上いたしております。

5款、公債費、1項公債費、1目利子では10万円を計上いたしております。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では20万円を計上いたしております。2目償還金では8万円を計上いたしております。3目第1号被保険者保険料還付加算金では5万円を計上いたしております。

次に、7款予備費、1項1目予備費では100万円を計上いたしております。

続きまして、歳入をお願いいたします。戻っていただきまして、10ページをお願いいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では5億3,833万7,000円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では1万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では4億244万8,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目調整交付金では6,853万円を計上いたしております。2目地域支援事業費（介護予防事業）分では472万9,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、12ページ、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分では1,741万7,000円を計上いたしております。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金では6億2,494万7,000円を計上いたしております。2目地域支援事業支援交付金では529万5,000円を計上いたしております。

次に、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金では3億2,294万3,000円を計上いたしております。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）分では236万9,000円を計上いたしております。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分で871万3,000円を計上いたしております。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金では17万2,000円を計上いたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では2億7,898万9,000円を計上いたしております。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）分で235万9,000円を計上いたしております。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）分で870万3,000円を

計上いたしております。4目その他一般会計繰入金では3,326万8,000円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では1,094万1,000円を計上いたしております。

8款繰越金、1項1目繰越金では1万円を、めくっていただきまして、9款諸支出金、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金では2万円を、2項過料では2万円を計上いたしております。

9款諸収入、2項預金利子、1目預金利子では2万円を計上いたしております。3項雑入、1目第三者納付金では2万円、2目返納金では2万円、3目雑入で2万円を計上しております。

以上で保険事業勘定の説明を終わります。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出よりご説明申し上げます。24ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では923万5,000円を計上いたしております。

2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では1,905万5,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、25ページ、3款諸支出金、1項償還金、1目償還金では1万円を計上いたしております。

4款予備費、1項1目予備費では10万円を計上いたしております。

続きまして、歳入をお願いいたします。

戻っていただきまして、23ページをお願いいたします。

1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス費収入では1,982万1,000円を計上いたしております。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では856万9,000円を計上いたしております。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入では1万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 ページ数、19ページです。3点お聞きさせていただきます。

まず初めに、認知症ケア向上推進事業委託費とありますが、昨年12月に補正予算で、認知症カフェの開設をとということで68万5,000円が計上されております。平成27年度は167万4,000円ということで、その内容を教えていただけたらと思います。

2点目が、緊急通報体制整備事業委託料で、平成26年度は112万2,000円で、今回3倍近く、421万2,000円ということで、この内容も教えていただけたらと思います。

もう1点が、12節の徘徊高齢者家族支援事業基本料ということで、たしか昨年、私が一般質問させていただいたときに、徘徊SOSネットワークか何かということで、部長の方から

いろいろ、徘徊者に対してのGPS機能を搭載した事業があるということをお聞きしたんですけども、その内容等をまた聞かせていただけたらなと思いますので、3点よろしく願いいたします。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしく願いいたします。

内野委員のご質問でございますが、まず認知症ケア向上推進事業委託料でございます。これにつきましては、12月に補正いたしました認知症カフェの開設等に係る継続的な委託料でございます。積算の方は月額13万7,000円掛ける12カ月プラス3万円というような形で、167万4,000円の計上をいたしております。

それから次に、緊急通報体制整備事業委託料でございますが、これにつきましては、一般会計の方で緊急通報装置貸与事業という事業名で予算を組んでおりまして、これにつきましては、今現在、ゆうあいステーションと、それから消防署の方に親機を設置しております。このリース契約が平成28年3月で切れることもありまして、こちらの介護保険事業の方で新システムを組みまして、そちらの方に随時移行しております。平成27年度の予算計上でございますが、新システムの新規設置分といたしまして30台分、それから旧システムからの移行分を73台分、それから移行済みの分といたしまして132台分を見込んでおりまして、合計421万2,000円というような計上をしております。

3つ目でございますが、徘徊高齢者家族支援事業でございますが、これは認知症の高齢者が行方不明等になった場合に、GPS等で位置情報を提供することによって家族の精神的負担を軽減するというような事業でございます。これにつきましては、市の方の負担といたしまして、その基本料と検索料の附帯費用をご家族の方に助成するという形をとっております。それで、予算的には3万8,000円というふうな計上でございます。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 今、最後に言っていた徘徊高齢者の方はお1人かどうかということと、緊急通報システムを新規設置ということで、個人負担はお幾らぐらいになるのか、1つ教えていただきたいのと、それと、認知症ケア向上推進の認知症カフェの方なんですけれども、今のところ聞かせていただいたのは当麻の方で1件ですが、今後この認知症カフェに関してはお考えがあるのかどうか、そこも聞かせていただきたいと思っております。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 1点目の徘徊高齢者の方ですが、今現在使用されている利用者の方は1名ということでございます。

それから、緊急通報の方の個人負担でございますが、普通の装置、据え置き型の装置を設置していただく利用者の方につきましては、利用者負担はございません。ただ、モバイル型の機器を選ぶことができまして、モバイル型の機器を選ばれた方につきましては月500円の利用負担をいただいております。

それから、認知症カフェの今後でございますが、平成27年度、広報によりまして一応募集

の方をかけさせてもらいたいと思っております。興味のある方等を募りまして、今後の将来的な見通しといたしましては、市内に幾つかのカフェを設置したいというふうに考えております。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。今後、やっぱり認知症がふえていくと思いますので、本当に認知症カフェの更なる充実をよろしく願いいたします。

それと、徘徊のGPS機能を使用されている方が1名ということで、過日、池田市の方で、徘徊者の居場所を確認ということで、ICタグということは今後検討していくということテレビで見させていただいたんですけども、これは徘徊者の居場所を確認ということもなんですけども、池田市は過去に子ども等のいろんな事件があったということで、小学校を対象にランドセルにICタグをつけて、一定の場所にセンサーを設置することで、その場所を通過するとICタグが反応するというふうな事業をされているそうなんです。今後やっぱり葛城市も、徘徊時の居場所確認に有効なこのICタグの導入等も考えていただけたらなと思いますので、よろしく願いします。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、私は、いろんなところにまたがっているんですが、地域包括支援センターについてお伺いしたいと思います。

中でも、形というんですか、組織という部分からのお尋ねの方をさせてもらいたいと思うんですが、この部分については、誰が見ても業務的に忙しくなってくるというんですか、需要が拡大していくのは目に見えているというふうに考えるわけですが、そこでお尋ねしたいのは、これは各市町村のやり方がいろいろばらばらになっているかというふうに思います。葛城市の場合は當麻庁舎の中で、職員が直営という形で支援センターという部署を持っている。奈良県、全国的な部分でもいいし、奈良県ではその形が、直営と委託しているのもあるかと思えます。そのような現状についてお尋ねしたいのと、数ですね。葛城市の場合は、申し上げたように全てが當麻庁舎だと。しかし、人口規模にもよるでしょうし、やり方にもよるのかもわからないですけども、数カ所にわたって窓口を持っているところもある。こういったことで、とりあえずこういった現状というものを、周りはどうなっているのかということについて、まずお尋ねさせてもらいたいというふうに思います。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしく願いいたします。

藤井本委員のご質問でございますが、地域包括支援センターの県内の様子でございます。全市町村で申しますと39市町村がございまして、直営が26、委託が13ございます。それから、市に絞りますと、12市のうち、直営が葛城市含めて5市、それから直営と委託両方を行っているところが1市、それから委託のみが6市あります。このうち宇陀市でございますが、平

成27年度より直営に移行されるようでございます。それから奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市等は、包括支援センターを何カ所か持っておられます。これにつきましては圏域等の問題もございまして、葛城市の場合は1圏域ということでございますので、包括支援センターは1カ所というような形をとっております。

以上です。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今聞いただけでも、各市町村によって形なり数がばらばらだというのがわかりました。

これも数年間続けていただいて、直営と委託する分のメリットというのか、また逆にデメリットもあるだろうかと思うんですけども、それについて感じられているところとか、現状を教えてくださいたいのと、お願いできるんやったら部長なり市長なりにお尋ねしたいですけども、普通に考えて、今のまま葛城市が進んだら、これから人材、人というものをそこへどんどん投入していかなあかんというふうに考えるのが普通かなというふうに思います。しかし、先ほどあったように、直営に変えていくんだという市もあるわけで、その辺の現状というものを、また、今後の将来的な考えというものをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

以上です。

西井委員長 山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。藤井本委員の質問にお答えさせていただきます。

実際に、直営、委託のメリット、デメリットということですけども、葛城市は直営でやっております。やはり直営でやるに当たっても人材の確保というのが大変になってきておりますけども、委託と申しまして委託する先もないということで、当分直営でやっていきたいと思っております。それと、人材の確保につきましても、正職員、嘱託職員等を入れて人材の確保に努めていきたいというふうに思います。

以上です。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私なりにもう少しこの部分に踏み込んで勉強もしていかなければならないなど、このように思っているわけですけども、部長もおっしゃっているように、人材というのはこれからどんどんと高度になっていかなければならないし、数もふやしていかなければならないという予測の中で、何らかの手だてというの打っていかなければならないというふうに思います。また、1回目の質問であったように、何カ所かこの窓口を持っている、そういう検討もしていただきたいというふうにも思うわけですけども、そしたら、さきの質問の中で、葛城市の場合、奈良県下12市のうち6市は委託しているということですが、葛城市は委託するようなことはないという認識でいいのかな。私はそうではないと思っているんですけども、そのような考えはないのかなというのとはまた教えてください。将来的にも今の直営の形でいくと、こういうことでいいわけですね。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 平成27年度の葛城市介護保険特別会計予算について質疑を行ってまいりたいと思います。

既に介護保険に係る条例改正によって、第6期介護保険事業計画に基づいて介護保険料の改定が行われました。この第6期計画というのは、平成27年、平成28年、平成29年の3年間の介護サービス給付費等の計画を取りまとめ、それに合わせて介護保険料を算出していくと、こういうことで行われているわけでありましてけれども、第5期まで引き継がれてきた基準月額4,100円から24.4%ですか、900円引き上げられて、基準月額が5,000円にされたわけがあります。第5期の第1号被保険者負担分相当額は16億1,234万円になるとなると、第5期の12億3,585万円のプラス30%、3億7,649万円も大きくなっているわけでありまして。平成27年度の第1号被保険者の保険料収入を見てもみますと5億3,813万円と、前年度比で28%、1億1,770万円も増となっている。これは3年間でならした保険料ですから、これが比較として正しいかどうかわかりませんが、数字上、このように介護保険料が引き上げられることによって、1号被保険者の負担分相当額が、この3年間の費用がふえているということになります。

後期高齢者医療制度の中での話をしましたけど、2年ごとに保険料が見直されて、下がることもない、上がる一方になっている。そして、これも3年ごとに見直しをされて、残念ながら、このたびの第6期計画では辛抱できないで、5,000円に引き上げということになっているわけでありましてけれども、まさに介護保険制度を持続的な制度として維持していくためにという形で今回引き上げをされたわけですけども、条例改正のとき私が言いましたけども、被保険者、高齢者の生活は、じゃ、本当に持続的にその生活が維持できるのかといったら、こっちの方が大変なことだということで申しましたが、消費税が引き上げられ、毎年毎年、年金が下がってきているんですね。マクロ経済スライド制なんていう制度が取り入れられて、本来物価スライドに合わせて年金が上がっていくものを、どんどん差っ引いて、たったの0.9%ぐらいしか上がらないと、こういうことになっているわけですね。本当に大変なことだと私は思うわけでありまして。

しかし、持続可能な保険制度を維持していくために保険料を見直した第6期計画であります。であるならば、介護保険の居宅サービス、施設サービスあわせて整備を充実されていくというのは、これは当然のことだというふうに思うわけでありまして、第6期事業計画並びに平成27年度の予算において、どのような在宅サービスあるいは施設サービスが計画され、その充実が図られているかという点をまずお伺いしたい、このように思います。

それから、具体的にお伺いしておきたいことがあります。15ページの2款の保険給付費の2目介護予防サービス等諸費の地域密着型介護予防サービス給付費、これが100万円計上されております。この給付の中身についてお伺いしておきたいと思っております。これは当然、第6期計画と重複したものだというふうに思うわけでありましてけれども、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、これは定番の質問でありますけれども、現在の普通徴収の被保険者がどの程度おられるか、お伺いしておきたい。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしくお願いたします。

白石委員のご質問でございますが、まず1つ目ですが、第6期ではどのような見通しを見込んだのかというような内容かなと思うんですが、第6期計画の給付サービスの見込み量といたしましては、直近の給付実績から利用状況、それから各年度の要支援、要介護認定者数の予測などを基礎データといたしまして、国の示すワークシートで算出いたしまして、3カ年の給付実績値の傾向などを分析しながら見込み量を設定いたしました。具体的には、居宅介護サービス費、それから居宅介護予防サービス費、それから介護予防の訪問介護、それから介護予防の通所介護等は、平成26年度の実績では今現在、執行率100%以上を見ておりますので、この辺は平成27年度もその辺を考慮して見込んだ次第でございます。それから、施設サービスの方では大体平均した執行率等になっておりまして、介護老人福祉施設、特養は、平成26年度現在108%の執行率、それから、介護老人保健施設の方は112.5%の執行率等の利用状況を見込んだのと、それと市内の整備状況等を見込んで算出いたしました。

それと、地域密着型介護予防サービス給付費100万円の中身でございますが、これにつきましては、平成26年度に、要支援の方でございますが、グループホームの利用が1名ございます。その方を見込んだ形の100万円の計上となっております。

それと、普通徴収の人数でございますが、2月末現在で1,115名の方が普通徴収ということになっております。

以上です。

西井委員長 白石委員。

白石委員 質問する方も悪いんでしょうね。なかなか意図が伝わっていないということでもありますけれども、第5期の3カ年のそれぞれのサービス給付費を算出し、それらから施設の充足、制度の改正等によって3年間の給付費を見込み、積算されているということでもありますけれども、私が聞きたいのは、もちろん給付費そのものが自然増というか、これは当然あるわけで、膨らんでいくのは事実でありますけれども、やはり24%を超える保険料の引き上げをする、そして給付費を賄うというだけでは、被保険者の理解は得られません。やっぱり、どれだけ居宅サービスや施設サービスにおいて第6期計画で充実することができるのか、あるいは地域密着型サービスが充実されるのかということ、私も政治家、議員として、市民の皆さんに、このたびの条例改正、介護保険事業計画に基づく予算について説明責任を果たさなきゃならないわけがあります。保険料、言葉は悪いですけども、取られるものだけはいっぱい取られて、サービスがどれだけ充実したのかというのがわからないのでは、説明できないのでは、議員として、政治家としての役割を果たせないわけですから、そこをきちっと教えていただきたいというのがこの趣旨であります。それにかかわって、この地域密着型介護予防サービス給付費の100万円も聞いたわけがあります。

この地域密着型介護予防サービス給付費については、第5期計画ではゼロ、3年間全く予定していない、この予算で平成26年度から引き継ぎとして充てているということで、地域密着型サービスとして、市として本当に頑張るやるといふのであれば、市民の皆さんにもお伝えすることができるわけがありますから、そういう点が聞きたかったわけがあります。例

えば、施設ができてキャパが広がり、特養の入居待ちをされている待機者がこれだけ緩和できるんだということとか、居宅介護サービスがそれこそ24時間型の巡回サービスをやるんだとか、そういうことが聞きたかったわけでありまして。その辺を改めて説明いただきたいということと、私は条例改正のときにも重要な問題として言いました。この介護保険特別会計によってこれから事業を実施されていくわけでありましてけれども、これは国の制度改正とリンクしているわけで、いや応もなく実施せざるを得ないというわけでありましてけれども、やはり重大なサービス低下につながるのではないかと、私はこういうふうに思っています。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 白石委員のご質問に答えます。

まず、サービスの方の充実ということですが、第6期中に整備される施設といたしまして、特養施設が50床、それから老健施設が80床、それと地域密着型のグループホーム1ユニット等を見込んでおります。それと、サービスとは別に、地域包括ケアシステムの充実ということで、地域ケア会議等の創設、それから先ほど言いました認知症カフェの整備等を見込んでおります。それと、もう一つ、給付費の適正化システムというのを導入いたしまして、給付費の適正化にも努めたいというふうに考えております。

以上です。

西井委員長 白石委員。

白石委員 この件については最後であります。特養が50床ふえた、老健施設が80床ふえた、グループホームが1ユニットふえたということでありましてけれども、これは当然、整備するということは、葛城市が保険者として手に負えないという部分があるわけで、一定いたし方がないと思います。それを言ってしまったら身もふたもないかもわかりませんね。葛城市は非常に恵まれていて、介護保険事業者が参入して、そして、その事業が一応成り立つような環境にありますから、特養にしろ、老健施設にしろ、グループホームにしろ、デイサービスセンターにしろ、一定充足されている。ところが、これがやはり東北地方とか北海道とか地方になると、とても事業者が経営的に成り立たない、こういうことになっている。事業者の参入というのは望めない。じゃ、どうしなければならぬかといったら、これは保険者が地域の市町村等と連携して、特養や老健施設や施設を整備し、介護サービスの充実を図らざるを得ない、こういうことになるんですね。本当に葛城市は恵まれているというふうに思います。少なくとも国は、地域支援事業を、要支援1、2の利用者に対して、これからは市でやってもらいますよというふうなことで、平成29年までは何とか経過措置としていけますけれども、実際具体的に取り組んでいかなきゃならないということがあるわけです。そういうふうな制度改正とあわせて、どういうふうな考えを持っているのかというのが1つ聞きたかった、基盤整備というサービス整備について聞きたかったわけでありまして、しかし、第6期介護保険事業計画を見させていただきましたけれども、具体的に葛城市としての基盤整備、そういうものがなかなか見当たらないのが私の感想であります。このことを述べておきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 第6期事業計画の実施なんですけれども、この中には大変重要な問題がやはり入っているわけでありまして。その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人が原則要介護3以上に限られるということになりました。いろいろ事業者、利用者、被保険者からの非難ごうごうがあったわけで、国も特別の事情という形で言うておりますけれども、私は、これは大変なことだというふうに思うわけでありまして。実際には、現実にはこの間、特養が設置されてきて、ベッド数がふえてきている。ふえてきているにもかかわらず、現在、全国の待機者は52万人に達しているということなんです。

ここで伺いしておきたい。では、葛城市では今現在、待機者はどの程度の方がおられるのか、伺いたいと思います。そして、そのうち要介護1、要介護2の人はどの程度おられるのか。全国では17万8,000人おられるそうであります。今、待機者が52万人いて、そのうち要介護1、2の待機者が全国で17万8,000人いるわけで、この方たちがこれから特養に入れない、対象として除外されていくということになってくるわけですね。じゃ、葛城市では、どれほど要介護1、2の方で特養の入居待ちをされている方がおられるのか、聞いておかなきゃならないというのが1つですね。

それから、もう一つは、所得の低い人たちが介護施設に入所した場合、食事とか居住費の負担を軽減する補足給付というのがあるんですね。この補足給付が、これは国の制度の改正もあるけれども、この第6期事業計画の実施という中で打ち切られる、縮小されるということになるわけですね。食事費と居住費は、保険の対象からもともと外されていたわけですよ。これでも大変だった。大変だから補足給付を残して、所得の低い人たちに食事や居住費を補償して、介護生活を保障するということがなされてきたわけですが、これらについて、実際に今、補足給付を受けて特養やその他の施設へ入所されている方がどの程度おられるのか。この人たちには今後、国あるいは市はどのように対応されようとしているのか、伺いたい。大体全国的には施設入所者全体の約6割、特別養護老人ホームでは約8割の入所者が補足給付を受けているんですね。全国的にはそうなんです。葛城市ではどうなのか、そして、この人たちはどうなるのかということをお伺いしたいわけでありまして。

それから、普通徴収保険料の収納率をどのように見込まれているか、あるいは直近で把握されている収納率について伺いたいと思いますし、また、その滞納しておられる方はどの程度おられるのか、伺いしていきたいと思っております。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。

まず、2つ目の質問の方なんですけれども、今、補足給付の資料の方を持ち合わせておりません。数字はここでは申し上げることができませんので、また後日でお願いします。

それでは、1つ目の方でございますが、待機者でございますが、これは平成26年7月の調査でございます。県の方からの調査でございますが、この中で待機者は187名おられまして、そのうち要介護3以上の方が95名、要介護4以上となりますと53名の方がおられます。しかし、この中から老人保健施設、それからグループホーム、特定施設などの施設を既に利用さ

れている方を除きますと、要介護3以上の方で50名、要介護4以上の方で29名の待機者ということになります。要介護1、2の方でございますが、108名ということになると思います。

3つ目でございますが、普通徴収の方の収納率でございますが、今現在の数字を申し上げますと、収納率は88.65%ということになっております。これは3月20日現在でございます。平成25年度の実績は90.8%ということです。

西井委員長 白石委員。

白石委員 ご答弁では、要介護1、2の方の待機者が108人おられるわけでありまして。とすると、原則として、この方たちは特養入所の対象外とされるわけですね。待機者の枠から外れてしまうんですか。これからカウントするのにどうなるのかということと、それから、当然、認知症とか要介護1や2であったとしても、特例でいろいろ事業者の中で審査をし、これは市もかかわることだと思うんですが、入所を認めていくということができるといふふうに思うわけでありましてけれども、できるんでしょうね。このままでしたら、このまま制度改正をぴしゃっとやれば、切り捨てれば、108人は待機者としてカウントされなくなってしまうんじゃないかと。減ってしまって、あと79人ということに、単純にそういうふうになってしまうわけですが、これはゆゆしき問題で、ひとり暮らしであったり、認知症であったり、いろいろあるわけで、施設で受け入れられないということになると、病院へ行かないかんのか、老健施設とかたらい回しにならんといかんのか、その辺がどうなるのか、お聞かせいただきたい。これは大変なことだなというふうに思います。

補足給付については把握されていないということですけども、私、これは大変重要な問題やというふうに思うんですね。居住費については大体日額470円、月額にすると1万4,100円となりますね。そういう計算でありますけれども、食事代も徴収されるようになるわけですね。これでは、特養に入所していただけないということになるわけです。だから、全国的には特養に入っている人の8割が補足給付を受けているというわけですから、これは、私はゆゆしき問題だというふうに思います。もちろんこれ、条件があるんでしょう。夫婦で2,000万円の預金があるとか、あるいは配偶者の所得の勘案とか、いろいろ要件として入れているわけでありましてけれども、しかし、実際に低所得であるからこそ補足給付を受けられているわけですから、これはどのように市として対応されるのか。四角四面に実施されるのか。しかし、これ、介護保険事業計画の中に書いてあるわけでしょう。縮小、打ち切り、制度改正の中でちゃんとこう書いてあるわけでありまして。一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割に上げるとか、サービスの見直しとか、書いてあるわけでありまして。この点、やはり市としてどのように対応していくのか。これは本当に深刻なことだと思います。ぜひ全容を把握されて対応されたい、このように思いますし、また中身を後日教えていただきたい、このように思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第21号、平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成27年度の介護保険特別会計の予算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の初年度の予算であります。第6期の第1号被保険者の介護保険料の基準月額、第5期の4,100円からプラス24.4%、900円引き上げられ、5,000円とされました。第6期の第1号被保険者負担分相当額、つまり第1号被保険者の保険料の負担は16億1,234万円となり、第5期の12億3,585万円のプラス30%、3億7,649万円、大幅な負担増となったわけであります。

平成27年度の第1号被保険者の保険料の収入では5億3,813万円と、前年度比で28%、1億1,770万円の増となっています。保険料の大幅な引き上げは、円安による物価の上昇や連続した年金の引き下げなど、年金収入が減少している中で厳しい生活を強いられている高齢者の生活が持続できるか、できないか、こういう瀬戸際になっているということを強調したい、このように思います。

第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は、年金から天引きされています。それ以下の被保険者は普通徴収、市が徴収しているわけでありましてけれども、1,115人おられるわけでありまして。大体、被保険者の数は9,000人余りだというふうに思いますので、1割以上おられるということでありましてけれども、その普通徴集の保険料の収納率は、平成25年度の実績で90.8%であります。平成24年が91.8%、平成23年が87.9%ということですから、徴収率は低迷し、毎年400万円程度の収入未済額が出ております。そして、平成20年度から5年間で、合計4225万円の不納欠損処分をしているわけでありまして。しかし、これだけ不納欠損処分をしても、滞納の繰越額は1,600万円余り残っているわけでありまして。低迷する収納率、滞納の状況を見れば、介護保険料が過重な負担になっているということは明らかであります。

この高い保険料の原因は、介護保険に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金であります。今は全国の市長会や町村長会が、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げてほしい、こういう要望を繰り返しているわけがあります。

さて、第6期計画では、介護保険制度を後退させる重大な問題が盛り込まれています。1つは、特別養護老人ホームに入所できる人が原則要介護3以上に限られることになったことでもあります。特養の定員が満杯で入所できない全国の待機者は約52万人、葛城市では187人です。そのうち要介護1、2の人は、全国では17万8,000人、葛城市では108人です。これらの人は、一部の例外、特例を除いて特養入所の対象外とされる、待機者の中から外されるんじゃないかと、こういう危惧があります。公的保険で介護を受けられる人を限定する、これは、私はとんでもないことだというふうに思います。その上に、所得の低い人

たちが介護施設に入所した場合に、食費や居住費の負担を軽減する補足給付を縮小し、打ち切ろうとしているわけであります。貧困な入居者や待機者が急増する中で、この補足給付は、縮小、打ち切りではなくて、まさに拡充が求められているんですね。それが後退される、このこと自身、やはり重大な制度の逆行だというふうに思います。

さらに、所得160万円以上の被保険者、利用者、大体単身で年金収入のみの人で280万円以上らしいです、これらの人は2割の利用料の負担が導入される。今は原則1割です。これらの層は高齢者全体の20%を占めております。医療費の窓口負担の増額や年金の引き上げと相まって、必要なサービスの抑制を引き起こさせることになることが必至だと、私はこのように思います。介護制度を後退させる第6期計画、本特別会計は認めがたいものであります。

これまで国は、制度導入をしたとき、家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度、このように言ってきたんですね。しかし、それが今日では一体どうなっているんだと。全くの偽りではなかったのかというふうに思います。今、65歳以上の高齢者の人口は過去最高の3,190万人となって、高齢化比率は25.1%、これも過去最高を更新しています。これから団塊世代が急激にふえ、平成37年には高齢社会のピークを迎えることになります。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状をやはり解決しなければならないことだと思います。その支えになるのが特別養護老人ホームなどのサービス基盤であります。これらをやはり整備することが必要であります。国の対応は、本当に制度そのものを後退させることばかりであります。保険者である市が、積極的にサービス基盤の整備、あるいは所得の低い人たちに対する利用料の軽減、こういうことをやっていかなければ、やはり高齢社会は支えきれないというふうに考えます。

以上、討論を終わります。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

川村委員。

川村委員 議第21号、平成27年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

葛城市の高齢化率は、全国平均、奈良県平均と比較して低い割合を維持しているものの、25%を超え、高齢者の方々を取り巻く環境も厳しい状態であることは間違いありません。今回策定された第6期介護保険事業計画では、介護保険制度そのものの大きな改正にも対応し、持続可能な介護保険事業の運営に向けた策定が求められるものであったと思います。3期9年据え置かれた介護保険料は、負担割合の増、年々増加する介護給付費、介護施設整備の影響などで、やむなく値上げをということになりましたが、準備基金の取り崩しなど、改定幅を極力抑える努力をしていただいたことは大いに評価いたします。

地域支援事業では、認知症ケア向上推進事業として、認知症の方や家族への支援、介護給付費抑制のための適正化事業への取り組みなど、その成果に期待を寄せるものであります。また、高齢者に対する総合相談、支援業務は、ますます多種多様となり、増加することが予測される中、その中心となる地域包括支援センターの充実、強化を願うとともに、地域包括ケア体制の確立に努めていただきたいと思います。さらには、必要な人に必要な支援、サービスが

行われる体制づくり、介護予防事業の更なる充実を図っていただき、介護保険の適正な運営を期待いたします。

初年度であります第6期介護保険事業計画の施策推進に努めていただき、高齢者を支える体制づくりへの取り組みにご尽力いただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時18分

再 開 午後4時30分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの答弁の中で、数字の間違いがあったということですので、門口課長。

門口長寿福祉課長 先ほどの介護保険特別会計予算の審査の中で、白石委員のご質問の特養の待機者数の数字の中で間違った数字を申し上げましたので、ここで修正させていただきます。

要支援の待機者数でございますが、108名と申しましたのが、92名の誤りでありました。要介護1、2、要支援1、2、全て含めて92名ということでございます。大変申しわけございませんでした。

西井委員長 先ほどの反対討論で、白石委員が108名と言ったところも同じく変更するということをし入れしておられますので、皆さん方、ご了承の程お願いします。

引き続きまして、議第26号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただいております議第26号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,750万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では1,123万3,000円の計上でございます。次に、2項審査会費、1目介護認定審査会費では520万7,000円の計上でござ

います。2目市町村審査会費では106万円の計上でございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では797万5,000円の計上でございます。2目市町村審査会共同設置負担金では48万9,000円の計上でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では846万5,000円の計上でございます。2目一般会計繰入金では57万1,000円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 簡単にお尋ねします。7ページ、8ページの歳出ですけれども、介護認定の審査会、報酬のところですけど、人数が載っています。また、次のページにわたって、障害支援区分判定審査会、これも人数と金額が載っているわけですけども、これはこれでいいとして、年に何回ぐらいそれぞれ行われているのか、行おうとしているのか、不定期ならばどういう具合に行うのか、これだけお聞きしておきたいと思います。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 藤井本委員のご質問にお答えいたします。

介護の認定審査会の方ですけども、年間73回を予定しております。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくをお願いいたします。

障害支援区分判定審査会ですけれども、年間12回行っております。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 参考のために伺いたいと思います。年間12回の障害支援区分というのは、月1回ペースで定期的にやられているというふうに勝手に思うんですけど、そうなのか。また、介護認定は73回、どういうペースというか、定期にやっているのか。かなり回数が多いわけですけど、それを教えていただきたいと思います。

西井委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 申請の件数にもよるわけなんですけども、大体火曜日と金曜日というような形で、週2回を原則として行っております。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議第24号、平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野都市整備部長 都市整備部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第24号、平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は100万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出の方からご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費では12万1,000円を計上させていただいております。

2款1項1目一般会計繰出金では94万9,000円を計上させていただいております。

1ページ戻っていただきまして、6ページ、歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目雑入では106万4,000円を計上させていただいております。

2款1項1目繰越金では6,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

次に、議第22号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第22号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億5,700万円と定めるものでございます。

第3条では、一時借入金の最高額が5億円と定めるものでございます。

第2条の地方債でございますが、4ページをお開きください。地方債の借入限度額は3億350万円と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明を申し上げますので、9ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、3億6,215万9,000円の予算計上でございます。職員2名分の人件費といたしまして、2節給料、3節の職員手当等、4節共済費を合わせまして1,912万円の予算となっております。11節需用費では、マンホールポンプの電気代、下水道施設修繕代といたしまして325万8,000円でございます。12節役務費では、マンホールポンプの電話回線代などの通信運搬費等で93万2,000円でございます。13節委託料では、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料など1,681万9,000円でございます。14節使用料及び賃借料では、事務所賃借料といたしまして120万円でございます。15節工事請負費では、下水道管渠施設の維持管理工事費といたしまして500万円でございます。19節負担金補助及び交付金では、流域下水道維持管理費負担金並びに水洗便所改造助成金などといたしまして2億6,669万4,000円でございます。次に、10ページでございます。27節公課費では、消費税分といたしまして4,866万円を計上いたしております。

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では1億935万5,000円の予算計上でございます。職員3名分の人件費といたしまして、2節の給料、3節の職員手当等と4節の共済費を合わせまして1,866万8,000円を計上いたしております。7節賃金では、臨時雇用賃金といたしまして114万4,000円でございます。11節需用費では、消耗品、燃料費など135万5,000円でございます。13節委託料では、下水道工事等測量設計等委託料として2,822万円でございます。11ページに移りまして、15節工事請負費では、管渠布設及び舗装復旧工事費等といたしまして5,700万円でございます。2目の流域下水道事業費では、2,058万1,000円の予算計上でございます。これにつきましては、流域下水道建設負担金並びに協議会負担金でございます。

3款公債費、1項公債費、1目元金では、償還元金といたしまして7億9,815万4,000円でございます。2目の利子では、償還に伴います利息と一時借入金利子といたしまして、2億6,675万1,000円を計上いたしております。

次に、歳入のご説明をさせていただきます。7ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目の下水道使用料といたしまして4億629万円の予算計上でございます。2項手数料、1目下水道手数料では、配水設備指定工事店等の登録手数料といたしまして58万5,000円の計上でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金では、工事並びに委託料に伴います国庫補助金といたしまして1,220万円の計上でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、一般会計からの繰入金といたしまして8億2,861万4,000円の計上でございます。

4款1項1目繰越金では、前年度からの繰越金として20万円の計上でございます。

次に、8ページでございます。5款諸収入、1項雑入、1目雑入では、人件費負担金といたしまして561万1,000円の計上でございます。

6款市債、1項市債、1目下水道債では、3億350万円の計上となっております。その内訳といたしまして、1節の公共下水道事業債では2億8,300万円、2節の流域下水道事業債では2,050万円となっております。なお、予算書の12ページから18ページにかけては、給与費の明細書について記載いたしております。19ページにつきましては、下水道事業債の現在高並びに見込額を記載させていただいております。

以上で平成27年度下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今説明していただきました。教えていただきたいと思います。

まず、歳入の7ページ、下水道の使用料、この量、何百トンという量になっていると思うのと、それから、平成26年度見込みですけれども、使用料がどのくらい入っているのか。

それに伴って9ページ、歳出ですけれども、一般管理費の負担金補助及び交付金、流域下水道維持管理負担金、これは昨年より減っているわけやけれども、こっちの使用料がふえている。この関連を教えてほしい。

それと、いつも聞くわけですけれども、下水道の認可面積、整備面積は変わらないと思うけれども、普及率あるいはまた整備率あるいはまた水洗化率、それから平成26年の加入戸数、今までのトータルとして最終ですね。

以上、3点だけ先にお聞きします。

西井委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。ただいまの岡本委員のご質問にお答えいたします。

下水道の使用料でございますけれども、平成27年度、使用水量といたしまして377万4,000ト

ン、前年度比2万トン増を見込んでおります。それで、平成26年度の使用料収入見込みですけど、予算より若干減ると思いますけども、今のところ、大体3億9,800万円から700万円ぐらいの見込みでございます。

次に、流域下水道の維持管理負担金でございますけども、これは平成27年度より、県の流域の処理の負担金の使用料単価が全体各水量別に2円ずつ引き下げられております。その関係で、水量は2万トンふえておりますけども、負担金としては、市としては約200万円ですけども減額になっているのが現状でございます。

次に、下水道の整備率、普及率、水洗化率でございますけども、今、平成26年度見込みといたしまして、普及率が99.0%になると見込んでおります。水洗化率につきましては88.5%、加入件数に対しまして310戸程度の増加を見込んでおります。あと、整備率でございますけども、許認可面積1,228ヘクタールに対しまして、整備面積の実施見込みが1,118ヘクタールとなっております、91.4%を見込んでおります。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今説明していただきましたように、県の維持管理費がトン当たり2円下がってきた。それで、金額が256万円、前年より下がっていると、そういうことですね。

使用料については、一応平成26年度見込みで、大体ほぼ予算どおりいくということになっているわけやけども、ここで、実際に大口が、今初めて減ったのと違うわけやけども、平成25年度もがたんと落ちているわけやから、見込みは本当にこうなっているけれども、実際その辺はいけるのかどうかということですね。

それと、今、整備率とかを聞かせてもらったけども、ほとんど完成に近くなってきているということやから、水洗化率も本当に1%ぐらいしか上がっていない。去年で310戸ですか、加入しておられたの。そういうことで、なかなか加入も難しいと思うけども、かなりPRをやっついていかないと、黒字は無理やけど、起債は別に置いておいても、ほかの分で、この収入だけで本当にやっついていけるのかということになってきたら非常に難しい。その辺で、口で言うのは簡単やけども、ひとつ加入促進に努めていただきたいなというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 さっきから加入促進に努めてくれということを頼んでいるわけやけど、一般管理費の中で、3年以上経過した家庭に対しても5万円を助成するというので、一遍に100戸組んであるねんけども、今まで聞かせらもらっていたら、大体45戸から50戸ぐらい。平成26年は何戸になるかわからへんけども、見込みからして恐らく50戸を切るやろう。それで急にほんとに100戸もふやされて、いけるのかなということがまず1点と、いつも聞くわけですけども、下水道の建設事業費の中で、工事請負費が去年より若干下がっているわけやけども、今年ほどの箇所をやっついていくのか教えてもらいたい。

西井委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。ただいまの岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

ます。

まず、加入促進の見込みですけれども、平成27年4月1日より助成金制度を改正させていただいて、3年以上経過したご家庭に対しても5万円を出すということで、職員2名で4月より戸別訪問を予定しております。その辺の中で、家庭のご事情とか、どういう計画を立てておられるんですかというリサーチ的なことをやらせていただいで進めていこうかなと思いますけれども、これにより、助成金制度を今まで使えなかった方にも使っていただけますので、その分、うちも100戸と見込んでおりますけれども、100戸に近づけるように努力していきたいと思えます。

それから、平成27年度の工事箇所でございますけれども、中戸地区の県道100メートルほどの新設工事を予定しております。それから、尺土駅前の関連工事になりますけれども、道のつけかえ等に対しまして移設、新設を行います。それと、あと柿本につきましては、大体100メートルの道のつけかえに伴う新設をやっていききたいと思えます。それから、現在イトーピアで平成24年から実施しておりますけれども、コンクリート管の改良工事を毎年100メートル前後行っておりますので、平成27年度におきましてもイトーピアの一部地区で実施させていただきたいと思えます。それから、あと脇田地区で1カ所、工事完了後、未舗装のところが残っておりますので、それが1カ所。合計、管の新設が3カ所、改築が1カ所、舗装工事1カ所を見込んでおります。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今説明していただきました。4月から2名体制で戸別訪問していくということで、期待しておきたいというふうに思えます。工事請負費もわかりました。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第28号、平成27年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松です。よろしく申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議第28号、平成27年度葛城市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。第2条の業務の予定量でございます。(1)の給水戸数につきましては1万3,865戸、(2)年間配水量につきましては460万1,000立方メートル、そのうち県営水道からの受水量は90万立方メートルを予定いたしております。また、それに伴って、配水量における県水の受水率につきましては19.56%でございます。(3)年間給水量は437万1,000立方メートルを見込んでおります。有収率は95%を予定いたしております。次に、(4)1日の平均給水量は1万1,975立方メートルでございます。(5)主要な建設改良事業といたしましては、配水管布設工事を予定いたしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出と、次のページに記載の第4条の資本的収入及び支出におつきましては、収入支出の見積もり基礎に基づきまして説明をさせていただきますので、29ページをお開きください。

水道事業会計につきましては、収入からご説明させていただきます。

まず、収益的収入の1款水道事業収益では8億2,924万9,000円でございます。その内訳といたしまして、1項営業収益では6億9,671万円でございます。うち、1目の給水収益では6億3,162万1,000円の水道使用料収入でございます。説明欄の供給単価につきましては144円50銭でございます。2目の受託工事収益では1,470万円でございます。開発に係ります新設工事等収益と給水装置、消火栓などの修繕工事収益でございます。3目のその他営業収益では5,038万9,000円でございます。給水分担金や量水器ボックスなどの材料の売却収益と、下水道料金の徴収に伴います事務手数料などでございます。

次に、2項の営業外収益でございます。1億3,253万9,000円でございます。内訳につきましては、1目受取利息及び配当金では、預金等の受取利息545万4,000円、3目長期前受金戻入として1億2,470万円、4目雑収益といたしまして238万5,000円で、事務所等賃貸料及び無線基地用地の賃貸料ほかでございます。

次に、30ページに移りまして、収益的支出でございます。

1款の水道事業費といたしまして6億6,661万2,000円でございます。給水原価につきましては141円22銭でございます。内訳といたしましては、1項の営業費用につきましては6億2,973万9,000円でございます。うち、1目の原水及び浄水費では2億6,880万2,000円でございます。主なものといたしましては職員2名分の人件費で、1節の給料、2節の手当、3節の賞与引当金繰入額、6節の法定福利費等を合わせまして1,470万1,000円でございます。また、4節の賃金につきましては、臨時雇用職員1名分の賃金といたしまして215万5,000円でございます。5節の報酬につきましては、浄水場の施設管理に係ります嘱託員1名分の報酬で278万7,000円でございます。次に、31ページをお願いいたします。18節の委託料でございます。3,052万5,000円でございます。原水、浄水の水質検査及び浄水場等施設整備、浄水設備管理、保守点検、砂揚げ等委託料でございます。20節の賃借料は656万円でございます。原水取水施設の施設用地の賃借料でございます。21節修繕費250万円、25節の動力費では3,640万円でございます。原水取水ポンプなどの動力費でございます。26節の薬品費は1,102

万1,000円でございます。原水のろ過、浄水化にかかります次亜塩素、PACなどの滅菌剤等薬品購入費でございます。27節材料費50万円でございます、浄水施設の維持材料等購入費でございます。28節の補償金は5万6,000円で、湿地補償費でございます。31節の負担金では2,285万8,000円でございます、広域水質検査センター組合負担金及び原水取水負担金等でございます。34節の受水費では1億3,739万円でございます、県水受水費と、自己水である原水の取水費でございます。

次に、2目の配水及び給水費では2,793万2,000円でございます。主なものといたしましては職員1名の人件費で、1節の給料、2節の手当、3節の賞与引当金繰入額、32ページに移りまして、6節の法定福利費合わせまして560万1,000円となっております。18節の委託料では758万8,000円でございます。検査満了及び破損等におけるの量水器等の取りかえ等委託料などがございます。21節の修繕費は1,200万円でございます。給配水管などの修繕費でございます。

次に、3目の受託工事費では3,323万5,000円でございます、主なものといたしましては職員2名分の人件費で、1節の給料、2節の手当、3節の賞与引当金繰入額、6節の法定福利費を合わせまして1,700万3,000円となっております。次に、33ページをお願いいたします。35節の工事請負費では1,460万円でございます。開発関連工事及び消火栓等に係ります工事費でございます。

次に、4目の総係費でございますが、8,742万1,000円でございます。主なものといたしまして職員5名分の人件費で、1節の給料、2節の手当、3節の賞与引当金繰入額、6節の法定福利費を合わせまして4,243万1,000円でございます。4節の賃金は209万7,000円で、臨時雇用職員3名分の賃金でございます。5節の報酬は843万3,000円で、水道事業運営委員並びに嘱託職員3名分の報酬でございます。34ページに移りまして、14節の光熱水費694万5,000円で、竹内と新庄浄水場並びに竹内浄水場管理棟の電気料金などがございます。18節の委託料は1,340万9,000円でございます。電算システムの保守等、検針業務など、説明欄に記載の委託料でございます。19節手数料は232万8,000円です。水道料金口座振替手数料等及び会計システムサービス利用料でございます。21節修繕費は127万円、事業車及び備品等修繕費です。38節貸倒引当金繰入額172万円でございます。これにつきましては、水道料金等の未収金の将来の貸し倒れに備えて設定する引当金のことでございます。

続きまして、5目の減価償却費では2億806万5,000円でございます。説明欄に記載のとおり、建物、構築物あるいは機械及び装置、車両、工具、器具、リース資産などの減価償却費でございます。

次に、35ページをお願いいたします。6目の資産減耗費364万円でございます。固定資産の除却費及びたな卸資産減耗費でございます。7目のその他営業費用は64万4,000円でございます、給水工事材料の販売原価でございます。

続きまして、2項の営業外費用につきましては3,487万3,000円でございます。1目の支払利息及び企業債取扱諸費では2,115万円でございます。財務省及び地方公共団体金融機構への企業債利息及びその他雑支出でございます。次に、2目の雑支出につきましては30万円です。

ございます。3目の消費税及び地方消費税につきましては1,342万3,000円でございます。

続きまして、3項特別損失、3目過年度損益修正損は200万円でございます。無断転出等による料金徴収不能分でございます。

36ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

まず、資本的収入といたしまして、1款資本的収入は1,700万円でございます。3項補助金、1目国県補助金、1節国庫補助金1,200万円でございます。これは、緊急時給水拠点確保事業、つまり、平岡の受配水池緊急遮断弁の設置事業の国庫補助金でございます。4項の負担金その他諸収入といたしまして、工事負担金500万円でございます。

次に、37ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。1款資本的支出につきましては、3億6,063万2,000円でございます。内訳といたしましては、1項の建設改良費では2億8,753万2,000円でございます。うち、1目の浄水設備費では1億120万円でございます。これは浄水場等設備工事設計等委託料及び浄水場等設備改良工事費等でございます。続きまして、2目の配水設備費では1億7,490万円でございます。配水管の新設及び布設替え等に伴う設計委託料あるいは工事請負費等でございます。4目の固定資産購入費では723万2,000円でございます。量水器の購入、工具器具及び備品購入費でございます。5目のリース債務支払額では420万円です。

続きまして、2項の企業債償還金は7,310万円でございます。財務省及び地方公共団体金融機構に対します元金償還金でございます。

最後に、2ページにお戻り願いたいと思います。

第4条の括弧書きの資本的収入が資本的支出に対し不足する額、3億4,363万2,000円につきましては、損益勘定の留保資金等で補てんするものといたしております。また、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費と定めております。3ページに移りまして、第6条では、棚卸資産の購入限度額は434万5,000円と定めております。

以上で平成27年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 37ページの布設替え工事について、私はお伺いしたいと思います。

布設替えということで、簡単に言って老朽化ということになるかと思うんですけども、その布設替えする条件というんですか、定義というんですか、簡単に言えば何年経過したものを布設替えしていつているとか、耐用年数が何年というところへの、それは環境にもよるから、ここは弱いとか強いんですとか、そういうのも出てくるでしょうけども、布設替えする条件、要件というものは何なのかというところと、やはり、水道管というのはかなり古くから布設されている管ですので、当然のことですが、古くなっている。また衛生面、また今言われている耐震化の問題もあるかというふうに思います。その条件に基づいて、どれぐら

い布設替えをしなければならない管があって、それは全てクリアできているのか、今年はどうぐらいをやろうとしているのか。計画的に布設替えを行っているかという部分をご説明いただきたいというふうに思います。

西井委員長 川井課長。

川井水道課長 水道課の川井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの藤井本委員のご質問でございますが、老朽管に対する年数等につきましてお答え申し上げます。

まず、平成26年度の水道管延長でございますが、これにつきましては228キロメートルの見込みということでございます。そのうち、管種別、管路の布設延長の見込みにつきましては、铸铁管17.2キロメートル、ダクタイル铸铁管94.4キロメートル、鋼管2.6キロメートル、塩化ビニール管約108.9キロメートル、石綿管0.4キロメートル、あと、ポリエチレン管等の管でございますが4.5キロメートルという管種別になっております。そのうち、老朽管ということで、40年以上の老朽管の延長が19.7キロメートルで、管種別内容といたしましては、铸铁管が13キロメートル、ダクタイル铸铁管が0.5キロメートル、塩化ビニール管が5.8キロメートル、石綿管につきましては0.4キロメートルでございます。そうした中、これまでやはり弱い管に重点を置きながら、40年以上の管ということでの老朽化、特に石綿管、塩化ビニール管、また水道が出にくいなどの要因としての管径の問題、また水圧等の課題のある管路の布設替えを重点的に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 細かく説明していただいたのはわかるんですけど、細かく言われると余計にわかりにくくなって、老朽で布設替えしなければならない条件は何ですかと質問すれば、新しく入れて40年たったものを布設替えしていこうという計画で進めている、こういう理解でいいんですね。それが平成26年度、いろいろ種別に分けて説明いただいたけども、19.7キロメートル、約20キロメートルぐらいは残っている。その20キロメートルが、平成26年度でこれは終わったのか、まだちょっとおくられているということなのか、いやいや、もう40年過ぎていっている部分については順次クリアしていつている、40年で老朽化という位置づけをしているので、それをクリアしていつている、今年度の予算においても、その老朽化の位置づけで布設替えが完了するであろうというふうに思っているが、そういう説明はできないですか。

西井委員長 市長。

山下市長 水道管の布設替えにつきましては、おおむね40年を目安とするという形です。40年を経たからといって全部布設替えをしなければならないというものでもありませんし、40年でやりかえないといけないということであれば、かなりの費用が発生するということになってしまいます。先ほど課長も答弁いたしましたように、その場所その場所によりまして、地中の状態によって耐用年数というのは変わってまいりますので、過去、事故があったりとか、変異が生じた場合につきましては、その原因を調べながら、そのところを中心に早急にかえていくということと、あと、石綿管と申しておりましたが、あと400メートルほど新庄地内で

残っております。これは石綿の問題でございますので、できるだけ早くかえていこうと。あと、铸铁管、VP管、こういうものについては、順次かえていけるようにということで考えております。ただ、先ほど40年以上のものが19キロメートルほど残っているということでございますけれども、2、3年前に水道ビジョンというのを outsourcing させていただいて、やろうということで組ませていただいたところ、大きな企業の操業が、違う場所でというか、ほぼ工場が停止される状況になりまして、収入が大きく減ってしまいました。葛城市の水道局の財政構造が大きく変わったということがありますので、見直しを図っていかねばならないということがあります。その中で、どうしてもやっていかねばならないところから逐次やっているという状況で、これがベストとは言えないですけれども、最低限やっていかねばならないところから今やっているという状況でございます。今しばらく、水道料金が県の見直しが4年に1回ほどあるということでございますから、収益構造がどう変わっていくのかということをしつかりと見定めた上で新たな計画を立てていく。地下の中の水道管の布設替え等についても、ここ2、3年でそこを見きわめながら、どのような計画を立てていくべきなのか、長期計画、中期計画を立てていきたいというふうに考えております。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今の市長のご答弁でよくわかりました。そういうことでお願いしたいと思っておりますけれども、我々、管ですから、下に潜っているわけで全然見えないわけです。見えないというわけですが、自分たちの家に置きかえてもそうです。壊れかけたら、何でも同じように次から次へ壊れてくるというのがございます。確かに今、大字新庄の方の古い管の布設替え工事もやってもらっているわけで、今の市長の言葉をかりると、順次、最低限はやっているよと、こういうことでございました。40年以上を老朽化という位置づけをするなら大変なお金になる。しかし、やらなければならないときも出てくるわけですので、今、市長が言われたように、計画的にきちんとやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 平成27年度の水道事業会計予算について、若干質疑をしておきたいと思っております。

平成25年度の決算では、給水原価あるいは供給単価差がマイナス50銭という形で、一挙に赤字体制に転落して、非常に驚いたわけでありまして。先ほど来議論されていたように、大口の使用者のいろんな動向によって、葛城市の水道事業そのものの会計のあり方とか、水道ビジョンまで見直さないかんみたいな状況になる中で、こういう状況になったわけでありまして。回収率が99.6%にまでなったんですかね。平成24年度は106%でした。それでどういう予算を組まれるのかという形で注目していたわけでありましてけれども、一応回収率は102.3%ということで、給水原価と供給単価差がトン当たり3円28銭ということで、その程度の収入を見込んでいるということですが、中身を見てみたら、大変ご苦労されて予算を組まれているなというふうに思います。しかし、水道事業というのは、全ての費用について水道料金で賄わなきゃならないということですから、これが赤字基調になると水道料金も上げざるを得な

いという状況に陥るわけで、市民の皆さんに安定的に低廉で清浄な水を供給するという点で非常に大きな支障を来すわけで、回収率をアップするためには経営努力を本当に頑張ってもらわなきゃならない、こういうふうに思うわけであります。

平成27年度予算において、どのような経営方針を持たれて、どのように回収率を引き上げるということに取り組まれるか、この点をお聞きしておきたいということと、それから、葛城市の水道事業における、この間努力をして成果を上げてきたことというのは、まさに有収率なんですね。実際に浄水して配水し、そして蛇口で使っていただける。配水した量が100%料金になるかといったら、ならないわけですね。漏水があつたりいろいろあつて、有収率が下がるわけでありますけれども、この間、平成20年において96.4%、これはこれまでの最高であつたというふうに思います。そして、平成20年度以降、平成22年度は95.25%ということでありますけれども、やっぱり96%前後を維持されているわけであります。安い自己水というのもありますけれども、とにかく配水した、供給した水がすべて料金に結びつくというのは本当に大事なところでありまして、これ以上の率を上げるというのはなかなか至難のわざだと思ふんですけれども、有収率を下げないことは当然のこととして、やはりさきの質問のように、経営努力あるいは合理化をしてもらわないといかんわけでありまして、現在の対策及び今後の取り組みについて、お伺いしておきたいと思ひます。

西井委員長 川井課長。

川井水道課長 それでは、ただいまの白石委員のご質問でございます。経営等に係るお話ということで、1点ご回答させていただきたいと思ひます。

まず、平成25年度の給水収益につきましては、大口事業者のシャープの使用量が7万900立方メートルで、平成24年においては24万4,198立方メートルと、比較いたしますと17万3,298立方メートルの大幅な減少ということでございます。料金収入が約4,500万円の減収となり、また、大同薬品におきましても、平成25年度は24万190立方メートルで、平成24年度、21万447立方メートルの使用量で、約3万立方メートルの増加にとどまった影響によりまして、回収率が99.6%でございました。こうした状況を踏まえて、平成26年度において、業者との面談をし、話し合いを行ってまいりましたが、平成26年度も前年度に対して横ばいで、増加は見込めないというところでございます。平成26年度決算見込みにつきましては、経常利益として約1,000万円前後の利益を見込んでおります。

こうした状況によりまして、平成27年度の予算案につきましては、収益的収入では大口利用者の大幅な増加が見込まれず、また、一般家庭においても、節水機能の電化製品等の普及、また市民の節水意識の中で、料金収入の増加が見込めない状況にございます。収益的支出では、現状を踏まえ、県水受水の申し込みを、平成26年度の100万立方メートルから10万立方メートルの減の90万立方メートルにより、総配水量に対する受水率が19.56%の受水量と、取水大字の協力を得ながら原水の確保に努め、自己配水場370万1,000立方メートルと安値の自己水比率を高めるなど、最大限の努力をし、水道の安定供給をするとともに、減価償却、支払利息等が減少し、先ほど予算書の29ページにも示しております供給単価144円50銭、また、給水原価につきましては30ページの141円22銭を見込んでいます。今後、事務事業の効

率的な取り組みとして、平成26年度企業会計システムを4市2町により導入を図り、年間250万円の減を行い、今後こうした共同事業の取り組みへの検討、施設保守等の業務委託の効率化を図り、経費節減、また大口利用者との水使用の話し合いを継続して行い、努めてまいりたいというふうに思っております。

それと、有収率につきましてですが、配水量に対しまして給水量の落ち込む主な要因として、配水管、メーターまでの漏水、または内栓側における漏水、火災等による消火栓の放水、布設後の洗管、管の破損、修理等のドレン抜きが挙げられます。この対策といたしまして、これまで、老朽管の布設替え、検針時に水道使用量が増加しているところは確認作業等を行うとともに、漏水等の早期発見、即座の対応に努め、平成25年度につきましては95.9%、前年度比較0.4%でございました。平成26年度につきましても、配水管等の漏水等によりまして、有収率が95%と見込んでおります。平成27年度も引き続き、石綿管、塩ビ管などの老朽管の布設替え、漏水等の早期発見、配水異常増に伴う漏水調査など、迅速な対応に努め、更なる有収率の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 川井課長の方から詳細にご答弁をいただきました。水道事業においては、収益的収支は大変厳しい環境になってきているわけでありまして。しかも、旧新庄町、旧當麻町の浄水施設あるいは配水施設等が老朽化し、更新そのものをしていかないかんという形で水道ビジョンを策定し、やってきたわけでありまして、その計画そのものが、水道事業会計の状況ではなかなか困難な状況になっているということでありまして。しかし、これはやっぱりやっていかなくちゃならないことですから、きちっと施設の更新を視野に入れながら、経営を本当に変えていかないと、一定内部留保資金は確保しているけれども、これだけに頼るといっていきませんので、水道ビジョンを本当にどう見直していくのかということを考えていただきたいということと、それから、それに当たって、県水は、昔日本一高い、今日本一よりはちょっと下がったかもわかりませんが、高い水で、さっきも言われたように、経営努力の中で、県水を10万トン減らして安い自己水を充てていくという努力をされているわけですが、やはり施設の老朽化をこのまま、今の施設を確保するというのは、なかなか費用的にも大変だなという気はします。しかし、自己水源に恵まれているわけですから、やはり自前の浄水、配水施設は必要だろうということ、そして、県水の受水量をどうするのかということを含めて、やはり検討していただきたいというふうに思います。

有収率の方はあとは消防の火災時の水とか、消防訓練の水とか、やっぱり漏水を系統的に発見する、漏水探知機があるわけですが、ぱーっとそれで探知するわけですが、そういうのは導入されていないわけですが、これが必要かどうかというメリットがあるかどうかはわかりませんが、一層の努力をしていただいて、まず今の水準を落とさない、引き上げていくということで、頑張っってこの時期を乗り切っていただきたいということを述べて終わっておきます。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 37ページの資本的支出の中の1目浄水場設備費、32節工事請負費9,400万円、これ、部長の方からかな、平岡か何かと聞いたんやけど、中身を教えてほしいのと、それに対して36ページの国庫補助金が1,200万円となっているわけやけど、事業費が幾らで補助率が何ぼか、私も不勉強でよくわからないので、この辺の関連を教えてほしいと思います。

西井委員長 川井課長。

川井水道課長 ただいまの岡本委員のご質問でございますが、まず、緊急時の給水拠点確保等の事業交付金の率ということでございますが、事業といたしましては、浄水場におきまして、その受水タンクのところに緊急遮断弁といったものを設置させていただくという、これは特に地震など、何らかのそういう災害時の対応として設置することによって、浄水がそのままその場所で保たれるというシステムになっております。補助率につきましては、国庫補助金が3分の1以内ということでございます。事業費につきましては3,720万円ということでございます。そのうち補助対象が3,600万円ということになっております。そのうち国庫補助金が1,200万円といった内容でございます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今説明願った9,400万円のうちの補助対象が3,600万円になるということですね。その差は市単独分ということですね。それで補助率が約3分の1と。水道事業の補助金は皆3分の1ですか。事業によって違うわけですね。

西井委員長 西口主幹。

西口水道課主幹 水道課の西口です。よろしく申し上げます。

今回の緊急遮断弁につきましては3分の1ですが、事業の種類によっては4分の1とか、半分とか、そういうのもあったように記憶しています。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 補助事業の内容によって補助率が変わると、最高で大体2分の1ぐらいと思っていたらいいわけですね。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

4日間の慎重審議をしてもらいまして、また委員会運営にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたしたいと思います。

閉 会 午後5時35分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 西 井 覚